令和 7 年 3 月 13 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 新規検査等における書面審査関係［別添 2］

○ 別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。

○ 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。

○ 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。

② 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係［別添 3］

○ 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。

○ 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。

③ 令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します［4-25］［様式 16］

④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 25 日国土交通省令第 67 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号）

３．施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（ただし、並行輸入二輪自動車の複数台数届出は令和 7 年 10 月 1 日）

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 63 次改正新旧対照表

令和 7 年 3 月 13 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
お	（略）	（略）
	オンライン届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	業務日	4-3（1）に規定する自動車検査場における審査業務を行う日をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添１から別添３までの別表に掲げる諸元表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表に掲げる諸元表及び輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる車両諸元要目表をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
E	（略）	（略）
	EU 加盟国の自	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
お	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
き	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	事前届出対象自動車	別添２「新規検査等提出書面審査要領」4. に掲げる自動車をいう。
	（略）	（略）
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添１から別添３までの別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	届出システム	自動車技術総合機構オンライン届出システムをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
E	（略）	（略）
	EU 加盟国の自	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合

新			
		動車検査証等	（EU）加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 ただし、欧州連合に加盟している時点において当該自動車が登録されていた事実が確認できるものについては、欧州連合から離脱した後に発行されたものであってもよい。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
（略）		（略）	（略）
O		（略）	（略）
		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①（略） ② かじ取装置（UN R171 の 2.1.に定める運転制御支援システム（DCAS）に係る部分に限る。） ③～⑩（略）
（略）		（略）	（略）
W		WVTA ラベル	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1～4-2（略）

4-3　自動車検査場における審査業務を行う日及び審査時間並びに検査コースの閉鎖
（1）自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。
① 日曜日及び土曜日
② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
④ その他理事長が特に指定する日
（2）自動車検査場における審査は、1 日を次表左欄に掲げる 4 つのラウンドに区分し、同表右欄の時間帯において実施するものとする。
ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実

旧			
		動車検査証等	（EU）加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
（略）		（略）	（略）
O		（略）	（略）
		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①（略） ② かじ取装置（UN R171 の 2.1.に定める運行補助機能に係る部分に限る。） ③～⑩（略）
（略）		（略）	（略）
W		WVTA ラベル又はプレート	欧州連合指令 76/114/EEC 又は 901/2014/EC 附則Ⅴに基づく車両型式認可を受けた自動車に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されたラベル又はプレート（未完成車に対して貼付されたものを除く。）をいう。

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1～4-2（略）

4-3　自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖
（新設）

（1）自動車の審査は、1 日を 4 つのラウンドに区分し、それぞれのラウンドにおいて実施するものとする。
ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実

新	旧
に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。 また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。 1 ラウンド　9:00 ～ 10:15 2 ラウンド　10:30 ～ 12:00 3 ラウンド　13:00 ～ 14:15 4 ラウンド　14:30 ～ 16:00 (3)（略） **4-4**（略） **4-5　製作年月日等** **4-5-1　製作年月日** 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。 (1) ～ (2)（略） **4-5-2**（略） **4-6**（略） **4-7　審査の実施方法等** **4-7-1　審査の実施方法** (1)（略） (2) 新規検査又は予備検査 ①～⑤（略） ⑥　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及びカの審査を書面審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 ア～イ（略） (3) ～ (4)（略） (5) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。（施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定	に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。 また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。 (2)（1）に規定するラウンドは、次のとおりとする。 ①　1 ラウンド　9 時から 10 時 15 分まで ②　2 ラウンド　10 時 30 分から 12 時まで ③　3 ラウンド　13 時から 14 時 15 分まで ④　4 ラウンド　14 時 30 分から 16 時まで (3)（略） **4-4**（略） **4-5　製作年月日等** **4-5-1　製作年月日** 自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。 (1) ～ (2)（略） **4-5-2**（略） **4-6**（略） **4-7　審査の実施方法等** **4-7-1　審査の実施方法** (1)（略） (2) 新規検査又は予備検査 ①～⑤（略） ⑥　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及びカの審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 ア～イ（略） (3) ～ (4)（略） (5) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。（施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定

新	旧
する自動車及び基準」（令和２年国土交通省告示第 1331 号）関係） ①～③（略） ④　使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車（別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車に限る。） ア～イ（略） (6) ～ (10)（略） **4-7-2　総合判定** (1) ～ (2)（略） (3) 審査中断 ①　審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ②（略） **4-7-3**（略） **4-8　審査状況等の電磁的な記録** **4-8-1～4-8-2**（略） **4-8-3　諸元の測定** (1)（略） (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ①～②（略） ③　天候その他の理由により事務所等の長（地方検査部にあっては検査課の長）が３次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合 **4-9　受検車両と書面の同一性確認** (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機	する自動車及び基準」（令和２年国土交通省告示第 1331 号）関係） ①～③（略） ④　使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（3）から（5）までに掲げる自動車に限る。） ア～イ（略） (6) ～ (10)（略） **4-7-2　総合判定** (1) ～ (2)（略） (3) 審査中断 ①　審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ②（略） **4-7-3**（略） **4-8　審査状況等の電磁的な記録** **4-8-1～4-8-2**（略） **4-8-3　諸元の測定** (1)（略） (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ①～②（略） ③　天候その他の理由により事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）が３次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合 **4-9　受検車両と書面の同一性確認** (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機

新	旧
の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。 ①～④（略） （2）～（4）（略） **4-10～4-11**（略） **4-12　書面の提出又は提示** **4-12-1　保安基準への適合性を証する書面** （1）技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。 ①～②（略） ③　当該自動車を製作した者が発行した適合証明書 ④～⑧（略） （2）～（5）（略） **4-12-2　審査に必要な書面** （1）～（4）（略） （5）輸入自動車特別取扱届出済書 ①～②（略） ③　輸入自動車特別取扱届出済書の裏面の内容は次の点に注意すること。 ア～イ（略） ④　輸入自動車特別取扱届出済書の記載内容に疑義が生じた場合には、審査依頼のあった運輸支局等に当該届出済書で審査を実施してよいかを確認すること。 （6）～（10）（略） **4-13　新規検査等の書面審査** **4-13-1　当日書面審査** （1）別添 2「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 4-13-1 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。 （2）別添 2「新規検査等書面審査要領」3.1.に該当する自動車の新規検査等の申請を行お	の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略） **4-10～4-11**（略） **4-12　書面の提出又は提示** **4-12-1　保安基準への適合性を証する書面** （1）技術基準等への適合性を証する書面 次のいずれかの書面とする。 ①～②（略） ③　自動車製作者が発行した適合証明書 ④～⑧（略） （2）～（5）（略） **4-12-2　審査に必要な書面** （1）～（4）（略） （5）輸入自動車特別取扱届出済書 ①～②（略） ③　輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には審査依頼のあった運輸支局等に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。 ア～イ（略） （新設） （6）～（10）（略） **4-13　新規検査等の提出書面審査** **4-13-1　当日提出書面審査** （1）指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 4-13-1 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 1 により実施するものとする。 （2）指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査等の申請を行おうとする者

新	旧
うとする者に対しては、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、添付資料のうち自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。	に対しては、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則１に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。
(3) 新規検査等届出書及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。	(3) 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
4-13-2　事前書面審査	**4-13-2　事前提出書面審査**
(1) 別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下 4-13-2 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。	(1) 事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（1）又は（2）の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 4-13-2 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則２により実施するものとする。
（削除）	(2) 事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（3）又は（4）の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下 4-13-2 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則３により実施するものとする。
（削除）	(3) 事前届出対象自動車（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（5）の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下 4-13-2 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添２「新規検査等提出書面審査要領」附則４により実施するものとする。
(2) 別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添２「新規検査等書面審査要領」2.（3）の代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。	(4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添２「新規検査等提出書面審査要領」4.（2）及び（4）の代表届出自動車にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。
(3) 新規検査等届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添２「新規検査等書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。	(5) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添２「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
(4) 別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。	(6) 事前届出対象自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない別添２「新規検査等書面審査要領」3.2.に該当する自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。	(7) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
(6)（2）の規定による届出書等を提出される事務所等と 4-15（2）の規定による改造自動	(8)（4）の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と 4-15（2）の規定によ

新	旧
車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (5) までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。	る改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 又は附則 4 に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (7) までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。
4-14　並行輸入自動車の事前書面審査 (1) (略) (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等 (別添 3「並行輸入自動車審査要領」2. (13) の複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所) に提出することを求めるものとする。 (3) 並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 (4) ～ (5) (略)	**4-14　並行輸入自動車の事前書面審査** (1) (略) (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出することを求めるものとする。 (3) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した並行輸入自動車届出書及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 (4) ～ (5) (略)
4-15　改造自動車の事前書面審査 (1) (略) (2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。 (3) 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があった場合には、別添 4「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 (4) ～ (5) (略) (6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (6) により実施する場合にあっては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。	**4-15　改造自動車の事前書面審査** (1) (略) (2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者に対しては、新規検査等に先立って、別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。 (3) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者から、提出した改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を取下げる旨の申告があった場合には、別添 4「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 (4) ～ (5) (略) (6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (8) により実施する場合にあっては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。
4-16　特種用途自動車の審査 **4-16-1　規定の適用** (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素 (例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等) を基に判断するものとする。 　この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。	**4-16　特種用途自動車の審査** **4-16-1　規定の適用** (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素 (例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等) を基に判断するものとする。 　この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

新	旧
①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの ア～イ（略） ウ　ア又はイにより判断できない自動車にあっては、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの (2)（略） (3) 指定自動車等を架装した乗車定員 10 人以下の特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員が 10 人以上であり、かつ、(1)により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として第 6 章から第 8 章までの規定（7-42-1-1（1）③、7-44-1（1）表③及び「従前規定の適用」においてこれらの規定に代えて適用する規定を除く。）の適用を判断することができる。	①～③（略） ④　指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの ア～イ（略） ウ　当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの (2)（略） (3) 指定自動車等を架装した乗車定員 10 人以下の特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員が 10 人以上であり、かつ、(1)により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として規定の適用を判断することができる。
4-16-2　車体の形状の判定 用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1（3）①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10. を準用するものとする。 (2)（略）	**4-16-2　車体の形状の判定** 用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1（3）①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7. を準用するものとする。 (2)（略）
4-17　貨物自動車の審査 **4-17-1　用途の判定** 用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。 (1)（略） (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。 ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10. を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設	**4-17　貨物自動車の審査** **4-17-1　用途の判定** 用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。 (1)（略） (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。 ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7. を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積

新	旧
備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略） （3）～（5）（略） **4-17-2**（略） **4-18～4-20**（略） **4-21　自動運行装置を備える自動車の審査** 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 **4-21-1**（略） **4-21-2　自動運行装置を備える自動車の判断** （1）新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ①　指定自動車等 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの ②　並行輸入自動車 別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める車両諸元概要表の「自動運行装置」欄の「有」に〇印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの ③（略） （2）（略） **4-21-3～4-21-4**（略） **4-22～4-24**（略） **4-25　圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験** （1）（略） （2）次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。 ①　審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日とする。）を経過していないこと。 この場合において、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に 1 か月を加算した	載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略） （3）～（5）（略） **4-17-2**（略） **4-18～4-20**（略） **4-21　自動運行装置を備える自動車の審査** 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 **4-21-1**（略） **4-21-2　自動運行装置を備える自動車の判断** （1）新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ①　指定自動車等 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの ②　並行輸入自動車 別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 2））の「自動運行装置」欄の「有」に〇印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの ③（略） （2）（略） **4-21-3～4-21-4**（略） **4-22～4-24**（略） **4-25　圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験** （1）（略） （2）次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。 ①　審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。）を経過していないこと

新	旧
日に読み替えて判断するものとする。 ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。 ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと。 (3)（略） （削除）	② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと (3)（略） (4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、(1) の規定にかかわらず、7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 13 条第 25 項関係）
4-26～4-28（略）	**4-26～4-28**（略）
第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 **5-1～5-2**（略）	**第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法** **5-1～5-2**（略）
5-3　審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-2**（略） **5-3-3　車名及び型式** 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～⑤（略） ⑥ 並行輸入自動車にあっては、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.3. 及び 6.2.4. により判定した車名及び型式 ⑦（略） **5-3-4　原動機の型式** 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～②（略） ③ 並行輸入自動車にあっては、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.6. により判定した原動機の型式 ④（略） **5-3-5～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中	**5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-2**（略） **5-3-3　車名及び型式** 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～⑤（略） ⑥ 並行輸入自動車にあっては、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.5. により判定した車名及び型式 ⑦（略） **5-3-4　原動機の型式** 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～②（略） ③ 並行輸入自動車にあっては、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10. により判定した原動機の型式 ④（略） **5-3-5～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中

新	旧
央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。	央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.～36.（略）	（略）	（略）
37.　7-2-2（7-2-5-2、7-2-6-2）及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項の括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号の告示で定めるものに適合している旨及びその構造（スタンション型にあっては荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）の合計本数を含む。）	（略）
38.～43.（略）	（略）	（略）

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.～36.（略）	（略）	（略）
37.　7-2-2（7-2-5-2、7-2-6-2）及び 7-4-2 に該当するセミトレーラ（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項の括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号の告示で定めるものに適合している旨	（略）
38.～43.（略）	（略）	（略）

備考

※1（略）

※2　近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第 1 位四捨五入）までを騒音値とする。なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

①（略）

②　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）

ア（略）

イ　指定自動車等以外の自動車

(ｱ)～(ｴ)（略）

(ｵ) 当該自動車を製作した者が発行した適合証明書

※3～※5（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-18（略）

5-4（略）

第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-105（略）

6-105 の 2　車両後退通報装置

6-105 の 2-1（略）

6-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）

（1）（略）

（2）車両後退通報装置は、UN R165-00 の 2.1.1. から 2.1.4. までのいずれかに定める機能並びに 2.3. に定める性能を有するものであって、次に掲げる①又は②いずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）

備考

※1（略）

※2　近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第 1 位四捨五入）までを騒音値とする。なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

①（略）

②　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）

ア（略）

イ　指定自動車等以外の自動車

(ｱ)～(ｴ)（略）

(ｵ) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書

※3～※5（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-18（略）

5-4（略）

第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-105（略）

6-105 の 2　車両後退通報装置

6-105 の 2-1（略）

6-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）

（1）（略）

（2）車両後退通報装置は、UN R165-00 の 2.1.1. から 2.1.4. までのいずれかに定める機能並びに 2.3. に定める性能を有するものであって、次に掲げる①又は②いずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）

新	旧
①（略） ② UN R165-00 の 6.に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ（略） ウ　車両後退通報装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられていること。 エ（略） ③（略） （3）～（4）（略） **6-105 の 2-3～6-105 の 2-4**（略） **6-106～6-107**（略） **6-108　後退時車両直後確認装置** **6-108-1**（略） **6-108-2　性能要件** （1）（略） （2）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、（1）②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥（略） ⑦　カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響を与えるものでないこと。 （3）（略） **6-108-3～6-108-4**（略） **6-109～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第 11 条第 1 項、第 89 条第 3 項関係） ①～③（略） ④ FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E）	①（略） ② UN R165-00 の 6.に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ（略） ウ　車両後退通報装置の通報音発生装置が、完全に覆われていないこと。 エ（略） ③（略） （3）～（4）（略） **6-105 の 2-3～6-105 の 2-4**（略） **6-106～6-107**（略） **6-108　後退時車両直後確認装置** **6-108-1**（略） **6-108-2　性能要件** （1）（略） （2）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、（1）②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥（略） ⑦　カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響を与えるものでないこと。 （3）（略） **6-108-3～6-108-4**（略） **6-109～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-10**（略） **7-11　走行装置** **7-11-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第 11 条第 1 項、第 89 条第 3 項関係） ①～③（略） （新設）

新	旧
⑤～⑥（略） （3）～（5）（略） **7-11-2～7-11-4**（略） **7-11-5　従前規定の適用①** 平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 5 条関係） **7-11-5-1　性能要件** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） ④　FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E） ⑤～⑥（略） （3）～（6）（略） **7-11-6　従前規定の適用②** 平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 **7-11-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） ④　FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT（United States Department of Transportation）マーク（表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E） ⑤～⑥（略） （3）～（4）（略） **7-11-7**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件** **7-12-1-1**（略） **7-12-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係） ①　7-12-1-1（1）に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。	④～⑤（略） （3）～（5）（略） **7-11-2～7-11-4**（略） **7-11-5　従前規定の適用①** 平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 5 条関係） **7-11-5-1　性能要件** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） （新設） ④～⑤（略） （3）～（6）（略） **7-11-6　従前規定の適用②** 平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 **7-11-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、（1）の「堅ろう」であるものとする。 ①～③（略） （新設） ④～⑤（略） （3）～（4）（略） **7-11-7**（略） **7-12　操縦装置** **7-12-1　性能要件** **7-12-1-1**（略） **7-12-1-2　書面等による審査** （1）（略） （2）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。（細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係） ①　7-12-1-1（1）に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。

新	旧
なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示に従って表示がなされていること。 ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置や作動方式に係る改造を行った操縦装置については、UN R60-00-S5 の 5.（操作装置の配置及び作動条件に係る部分に限る。）にかかわらず、運転者が運転者席において容易に操作でき、かつ、転落のおそれが少ないものであればよい。 この場合において、運転者がかじ取装置を保持した状態で操作することができる操縦装置は、「転落のおそれが少ないもの」とする。 ②～③（略） 表3～表4（略） （3）～（4）（略） **7-12-2～7-12-9**（略） **7-13～7-31**（略）	なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示に従って表示がなされていること。 ②～③（略） 表3～表4（略） （3）～（4）（略） **7-12-2～7-12-9**（略） **7-13～7-31**（略）
7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-32-1～7-32-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-32-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第25項関係） ①～②（略） **7-32-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車 ア～イ（略） ④～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-7**（略） **7-33～7-44**（略）	**7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-32-1～7-32-5**（略） **［ポールとの側面衝突の旧基準適用］** **7-32-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第25項関係） ①～②（略） **7-32-6-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車以外のもの ア～イ（略） ④～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-7**（略） **7-33～7-44**（略）
7-45　座席ベルト非装着時警報装置 **7-45-1**（略） **7-45-2　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、（2）の規定にかかわらず、次の	**7-45　座席ベルト非装着時警報装置** **7-45-1**（略） **7-45-2　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、（2）の規定にかかわらず、次の

新	旧
いずれかに掲げる審査方法とすることができる。 ①　次に掲げる書面又は表示により UN R16-06 以降の基準に適合していることが確認できるものであること。 ア～イ（略） ウ　UN R16 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） エ　車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R16 に基づくⒺマーク オ　当該自動車を製作した者が発行した適合証明書 ②（略） **7-45-3～7-45-8**（略） **7-46～7-105**（略） **7-105 の 2　車両後退通報装置** **7-105 の 2-1**（略） **7-105 の 2-2　性能要件** **7-105 の 2-2-1　視認等による審査** （1）車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係） ①～③（略） ④　車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2（1）②に適合する装置を除く。）の周囲に通報音の開放部が設けられていること。 ⑤（略） （2）（略） **7-105 の 2-2-2**（略） **7-105 の 2-3～7-105 の 2-4**（略） **7-106～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-11**（略） **8-12　操縦装置** **8-12-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 2 項関係） ①～③（略） 表 1～表 2（略） （4）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法	いずれかに掲げる審査方法とすることができる。 ①　次に掲げる書面又は表示により UN R16-06 以降の基準に適合していることが確認できるものであればよい。 ア～イ（略） ウ　認可証（当該装置に係るものに限る。） エ　車両データプレート内又はその近くに表示されているⒺマーク オ　自動車製作者が発行した適合証明書 ②（略） **7-45-3～7-45-8**（略） **7-46～7-105**（略） **7-105 の 2　車両後退通報装置** **7-105 の 2-1**（略） **7-105 の 2-2　性能要件** **7-105 の 2-2-1　視認等による審査** （1）車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係） ①～③（略） ④　車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2（1）②に適合する装置を除く。）が、完全に覆われていないこと。 ⑤（略） （2）（略） **7-105 の 2-2-2**（略） **7-105 の 2-3～7-105 の 2-4**（略） **7-106～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-11**（略） **8-12　操縦装置** **8-12-1　性能要件（視認等による審査）** （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、（2）で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 2 項関係） ①～③（略） 表 1～表 2（略） （4）二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、（2）で定める基準は、次

新	旧
により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 3 項関係） ① 表 3 の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示、配置、色及び作動条件に適合すること。 ただし、身体に障害を有する者が使用するために操作装置の配置や作動方式に係る改造を行った操縦装置については、同表の配置及び作動条件にかかわらず、運転者が運転者席において容易に操作でき、かつ、転落のおそれが少ないものであればよい。 この場合において、運転者がかじ取装置を保持した状態で操作することができる操縦装置は、「転落のおそれが少ないもの」とする。 ② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、同表の識別表示及び色に適合すること。 表 3～表 4（略） (5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 (6) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(5) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作装置」とする。 **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-125**（略） **第 9 章～第 11 章**（略） **別表 1～別表 9**（略） **様式 1～様式 15**（略） **様式 16（4-25 関係）** **ガス容器等再試験結果証明書** （略） 2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限 有効期限：　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日とする。 （略） **別添 1**（略）	の①及び②に掲げる基準とする。（細目告示第 168 条第 3 項関係） ① 操作装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 表 3 の識別対象装置欄に掲げる装置は、同表の識別表示、配置、色及び作動条件を満たすものとする。 ② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして基準に適合すること。 表 3～表 4（略） (5) 操作装置の機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） **8-12-2～8-12-4**（略） **8-13～8-125**（略） **第 9 章～第 11 章**（略） **別表 1～別表 9**（略） **様式 1～様式 15**（略） **様式 16（4-25 関係）** **ガス容器等再試験結果証明書** （略） 2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限 有効期限：　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。 （略） **別添 1**（略）

新	旧
別添２（4-13 関係） **新規検査等書面審査要領** 1.　目的 この要領は、特定の自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項変更をいう。 (2)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。 (削除) (3)「代表届出」とは、型式及び構造・装置が同一の自動車（4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車を含む。）を複数の事務所等で受検するため、類別区分番号又は車両仕様記号を特定した届出をいう。 (4)「代表届出自動車」とは、代表届出をしたことにより事前審査管理番号を有する自動車（4.2.（2）なお書きの規定を適用している自動車を含む。）をいう。 (5)「届出者」とは、新規検査等届出書及び添付資料を提出する者をいう。 (6)「届出書等」とは、新規検査等届出書及び添付資料をいう。 (7)「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。 なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。 (8)「技術基準等適合証明書」とは、当該自動車が技術基準等に適合していることを当該自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (9)「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては検査課の長）をいう。 （削除）	**別添２（4-13 関係）** **新規検査等提出書面審査要領** 1.　目的 この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.　用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 （新設） (1)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。 (2)「個別届出自動車」とは、4.（1）又は（3）の自動車をいう。 （新設） (3)「代表届出自動車」とは、4.（2）又は（4）の自動車をいう。 なお、附則２の 3.2.（2）後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。 (4)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。 (5)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。 (6)「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。 なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。 （新設） （新設） 3.　附則の適用 自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。 ①　指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車 附則１　当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車） ②　事前届出対象自動車のうち、4.（1）又は（2）の自動車 附則２　事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）

新	旧
	③　事前届出対象自動車のうち、4.（3）又は（4）の自動車 附則 3　事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車） ④　事前届出対象自動車のうち、4.（5）の自動車 附則 4　事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）
3.　この要領の対象となる自動車	4.　事前届出対象自動車
3.1.　当日書面審査	（新設）
次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。	
（1）新車の指定自動車等	
［検査種別］	
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）	
［自動車の種類］	
指定自動車等とする。（3.2.に該当する自動車を除く。）	
（2）新車の試作車又は組立車	
［検査種別］	
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）	
［自動車の種類］	
試作車又は組立車とする。（3.2.に該当する自動車を除く。）	
3.2.　事前書面審査	
次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。	本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車	（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
［検査種別］	
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）	新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
［自動車の種類］	
指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。	
ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等	ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であ

新	旧
の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるもののみを変更した場合 ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第4号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）を提出する場合 ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合 ⑦ 本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第8号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合 ⑨ UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第9号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できる場合 ⑩ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合	り、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げるものうち、6-65から6-95までに掲げるもののみを変更する場合 ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-65から6-95までに掲げるものについて、自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）が提出された場合 ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合 ⑦ 本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合 ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第6-4号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合 ⑨ UN R165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2（2）②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第6-5号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できた場合 ⑩ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）
（略）	（略）	（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	3.②適用自動車	3.③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。
（削除）

（削除）

（2）自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車
［検査種別］
新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。）の検査に限る。）

［自動車の種類］
次に掲げる変更をする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が 9 人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
ア 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車
イ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トン以下の乗用自動車
ウ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トンを超える乗用自動車
エ 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車</td><td>注 1：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。
注 2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。
（2）技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）
（1）の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。
（3）使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（個別届出自動車）
次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。
<table><tr><th>保安基準</th><th>審査事務規程</th><th colspan="2">技術基準等（細目告示別添及び協定規則）</th></tr><tr><td>第 4 条の 2
軸重等</td><td>7-5
軸重等</td><td>細目告示別添
114</td><td>牽引自動車の軸重に関する技術基準</td></tr></table>
② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。

ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(ｱ) から (ｶ) の別）

(ｱ) 乗車定員 9 人以下の乗用自動車
(ｲ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t 以下の乗用自動車
(ｳ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t を超える乗用自動車
(ｴ) 車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車</td></tr>
</table>

新	旧
オ　車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下の貨物自動車 カ　車両総重量が 12 トンを超える貨物自動車 ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。	(ｵ) 車両総重量が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車 (ｶ) 車両総重量が 12.0t を超える貨物自動車
②　乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。） ア　11 人以上 イ　10 人	イ　乗車定員の変更（11 人以上、10 人の別）
③　自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。） ア　普通から小型に変更（貨物自動車に限る。） イ　軽から普通又は小型に変更 ウ　普通又は小型から軽に変更	ウ　自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）
④　前 1 軸後 1 軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10 トン以下から 10 トン超え 11.5 トン以下に変更するもの（後軸重 10 トン超え 11.5 トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）	（新設）
(3) 特定の大型特殊自動車 ［検査種別］ 新規検査又は予備検査 ［自動車の種類］ 自動車の種別について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。	③　小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査を受けようとする自動車。（(1) 又は (2) に掲げるものを除く。）
（削除）	(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（代表届出自動車） (3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。
(4) 特定の被牽引自動車 ［検査種別］ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査 ［自動車の種類］ 次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。 ただし、次の (ｱ) から (ｴ) までに掲げる自動車を除く。 (ｱ) 代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。） (ｲ) 本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並	(5) 特定の被牽引自動車

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車
（ｳ）幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車
（ｴ）法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの

①　物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの
ア～ク（略）
②　物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの
ア～オ（略）

（削除）</td>
<td>次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。
ただし、本則 4-14（2）に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。
①　物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの
ア～ク（略）
②　物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの
ア～オ（略）

5.　様式等の適用
適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。
<table>
<tr><th></th><th>附則 1</th><th>附則 2</th><th>附則 3</th><th>附則 4</th></tr>
<tr><td>第 1 号様式（その 1 及びその 2）
新規検査等届出書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>第 2 号様式
連結車両総重量及び牽引重量計算書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>第 3 号様式
連結検討書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>第 4 号様式
技術基準等適合証明書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>第 5 号様式
完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>第 6-1 号様式
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書</td><td>※1</td><td>※1</td><td>※1</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>第 6-2 号様式
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書</td><td>※1</td><td>※1</td><td>※1</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>第 6-3 号様式
後退時車両直後確認装置の取付確認書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>第 6-4 号様式</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

新	旧

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書				
第 6-5 号様式 車両後退通報装置の取付状態確認書	※2	※3	―	―
第 7 号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	―	○	○	○
第 8 号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	―	○	○	○
第 9 号様式（その 1 及びその 2） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について［代表届出自動車］	―	○	―	―
第 10-1 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）	―	○	○	―
第 10-2 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）	―	○	―	○
第 10-3 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車）	―	○	○	○
別表第 1 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	―	○	○	―

注 1：欄中の○印は関係する書面を示し、－印は該当しないことを示す。

注 2：※1 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合には－印とする。

注 3：※2 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

注 4：※3 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

新

（削除）

（削除）

（削除）

4.　届出書等

4.1.　新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1（2）及び 4-13-2（2）で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車（3.2.の（1）と（4）の両方に該当する自動車など）の場合には、組み合わせて適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類	当日書面審査		事前書面審査			
	3.1.(1)	3.1.(2)	3.2.(1)	3.2.(2)	3.2.(3)	3.2.(4)
新規検査等届出書（第1号様式（その1））	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書（第1号様式（その2））	○	－	○	－	○	○

旧

附則 1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.　目的

この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者、又は、本要領 4.（3）に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2.　用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）及び本要領 4.（3）に定めるものにあっては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他
新規検査等届出書（第1号様式（その1及びその2））	○	○	○
（新設）			

新								旧					
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	※1	※1	※1	※1	自動車を特定する書面		○	○	○
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	―	○	―	○	○	添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	※1	※1	※1
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	―	※3	―	―	※3		「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※2	※2	※2
	外観図	△	―	△	△	○	○		外観図	△	△	△
	重量分布計算に関する書面	△	―	△	―	○	△		重量分布計算に関する書面	△	△	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	―	△	△	△	△		最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	―	△	―	△	△		最小回転半径に関する書面	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	△	―	△	△	―	―		連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	―	△	―
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※4	―	※4	※6	△	―		施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	―	※5	※6	△	―		施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	技術基準等への適合性を証する書面	△	―	○	△	△	△		技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）	※7	―	※7	―	※7	※7		灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第6-2号様式）	※8	―	※8	―	※8	※8		灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※6	※6	※6
	後退時車両直後確認装置の取付確認書（第7号様式）	※9	―	※9	―	―	―		後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第8号様式）	※10	―	※10	―	―	―		後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8
	車両後退通報装置の取付状態確認書（第9号様式）	※11	―	※12	―	―	―		車両後退通報装置の取付状態確認書	※9	※9	※9
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△	△	△	△		特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	―	―	―	―	―	○		（新設）			
	（削除）								「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年	―	△	△

新								旧							
									3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面							
	連結検討書（第3号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	△	△	―	○		連結検討書（第3号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	―	△	△				
	改造自動車審査結果通知書等	△	―	△	△	△	△		改造自動車審査結果通知書等	△	△	△				
	試作車・組立車審査結果通知書等	―	○	―	△	―	△		（新設）							
	ガス容器等再試験結果証明書（本則様式16）	※13	―	※13	―	―	―		ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10				
	その他書面	△	△	△	△	△	△		その他書面	△	△	△				

備考　(1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

（削除）

(2) ※1は、個別届出又は複数台数届出の場合は○印、代表届出の場合は－印とする。

(3) ※2は、完成検査終了証の提示がある自動車（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※3は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(5) ※4は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※5は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(7) ※6は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

(8) ※7は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射

備考　(1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

(2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。

（新設）

(3) ※1は、完成検査終了証の提示があるもの（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※2は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(5) ※3は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※4は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

（新設）※別添2の附則3の3.1.備考（3）から移動

(3) ※2は、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の申請をする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(7) ※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射

新	旧
器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時に当該基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書（第４号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）の提出をもって代えることができる。（3.1.に該当する多仕様自動車の場合は技術基準等適合証明書（第４号様式）に限る。）	器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。
（9）※8 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時にこれらの基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書（第４号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）の提出をもって代えることができる。	（8）※6 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。
（10）※9 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（9）※7 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
（11）※10 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（10）※8 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
（12）※11 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（11）※9 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合には－印とする。
（13）※12 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 3.1.備考（10）から移動 （10）※8 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
（14）※13 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）は○印、それ以外の自動車は－印と	（12）※10 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車に

新	旧
する。	あってはー印とする。
（15）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該装置の型式指定番号の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。	（13）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更したもの（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
（16）【当日書面審査の自動車に適用】完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に車台番号の記載がある場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料（自動車を特定する書面を除く。）を省略することができる。	（14）完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料を省略することができる。
（17）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。	（15）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
（18）【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式及び構造・装置が同一の自動車にあっては、本表における添付資料のうち、自動車を特定する書面、施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）及び施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）以外のものを省略することができる。	（16）次に掲げる自動車にあっては、本表における添付資料のうち、施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面及び施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面以外のものを省略することができる。 ①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車 ②　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
（削除）	（17）本要領 4.（3）に定める自動車であって次に掲げるものにあっては、本表における添付資料を省略することができる。 ①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車 ②　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
（19）【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。	（18）事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨を記載したものにあっては、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
（削除）	（19）添付資料の詳細は、4. に規定する。
（削除）	3. 2.　届出書等の提出方法
	（1）届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局

新	旧
	等と同一敷地内にある事務所等に新規検査等の際に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車であって同日中に受検するものについては、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第１号様式（その 1））･･･1 部 ②　新規検査等届出書（第１号様式（その 2））･･･車台番号毎 ③　自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能 （2）届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
（削除）	4.　届出書等の記載要領等
（削除）	4.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その 1））
（削除）	（1）「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて〇印が付されていること。
（削除）	（2）新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
（削除）	（3）「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの ③　自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等に類別区分番号が記載又は記録されていないもの
（削除）※別添２の別紙の 1.（4）に移動	（4）「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活

新	旧
	用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 　また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和４年３月 31 日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和５年３月 31 日
（削除）	(5)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
（削除）	(6)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の（　）内に〇印、未実施の場合は×印が付されていること。
（削除）	(7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に〇印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 　ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 　この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 　なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 　自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車 　共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 　輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、３列目座席取外し、前部霧灯取外

新	旧
	し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し
（削除）	(8)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。
（削除）	(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。 ② 本則 7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。 ③ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 ④ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑤ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑥ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑦ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑧ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑨ アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑩ 本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）
（削除）	(10)「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの（　）内に○印が付されていること。 また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。
（削除）	(11)（4）から（10）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
（削除）	4.2.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。

新	旧
	ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」 (2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。 (4)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 (8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
（削除）	4.3.　自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等が提示されていること。
（削除）	4.4.　諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の車両諸元要目表

新	旧
（削除）	4.5.　「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。
（削除）	4.6.　外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 ①　乗用自動車 ②　乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③　貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④　特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤　二輪自動車 ⑥　側車付二輪自動車
（削除）	4.7.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①　指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ②　2 軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの
（削除）	4.8.　連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.9.　施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面等が提示されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ①　騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（　）内に〇印が付されているもの
（削除）	4.10.　施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制） （1）次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ①　完成検査終了証

新	旧
	② 排出ガス検査終了証 ③ 排出ガス試験の結果を表す書面 (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。 ① 平成 30 年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式）
（削除）	4.11. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ① 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ② 本則 4-12-1 (1) に規定する書面
（削除）	4.12. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第 1 号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の

新	旧
	技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
（削除）	4.13.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
（削除）	4.14.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.15.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第 6-5 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 ②　使用者の事業等に関する書面 予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備検査を除く。）の場合
（削除）	4.18.　「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 （1）適切な書面が添付されていること。 （2）本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
（削除）	4.19.　連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.20.　改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の原本が提示されていること。
（削除）	4.21.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	4.22.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。

新	旧
	(2) 特段の必要がない場合には省略することができる。
(削除)	5. 現車審査
(削除)	(1) 現車審査は、提出された届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。 この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。 ① 多仕様自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、附則 2 を適用し第 6-2 号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。 ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第 6-2 号様式の提出を求めるものとする。 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第 6-2 号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。
(削除) ※別添 2 の 9. (1) に移動	(2) 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面（PDF ファイル）の内容との同一性を確認するものとする。
(削除)	6. 届出書等の保存期間 新規検査等が終了した自動車の届出書等は、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
(削除)	附則 2 事前提出書面の審査 （技術基準等の審査を要する自動車）
(削除)	1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4. (1) 又は (2) の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。
(削除)	2. 用語の定義

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）
（削除）</td><td>この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1)「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）をいう。

3.　届出書等
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>乗用</th><th>貨物</th><th>その他</th></tr><tr><td colspan="2">新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1 及びその 2))</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">自動車を特定する書面</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="16">添付資料</td><td>諸元表又は車両諸元要目表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式</td><td>※1</td><td>※1</td><td>※1</td></tr><tr><td>外観図</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>重量分布計算に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>最大安定傾斜角度に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>最小回転半径に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）</td><td>－</td><td>△</td><td>－</td></tr><tr><td>施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）</td><td>※2</td><td>※2</td><td>※2</td></tr><tr><td>施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）</td><td>※3</td><td>※3</td><td>※3</td></tr><tr><td>技術基準等への適合性を証する書面</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書</td><td>※4</td><td>※4</td><td>※4</td></tr><tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書</td><td>※5</td><td>※5</td><td>※5</td></tr><tr><td>後退時車両直後確認装置の取付確認書</td><td>※6</td><td>※6</td><td>※6</td></tr><tr><td>後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書</td><td>※7</td><td>※7</td><td>※7</td></tr><tr><td>車両後退通報装置の取付状態確認書</td><td>※8</td><td>※8</td><td>※8</td></tr><tr><td>特種用途自動車の構造要件に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第</td><td>－</td><td>△</td><td>△</td></tr></table></td></tr>
</table>

新	旧

	201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面			
	連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	―	△	△
	改造自動車審査結果通知書等	△	△	△
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9
	その他書面	△	△	△

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

備考　（1）〇印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、―印は該当しないことを示す。

（2）区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。

（3）※1 は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は―印とする。

（4）※2 は、被牽引自動車は―印、それ以外の自動車は〇印とする。

（5）※3 は、内燃機関を原動機とする自動車は〇印、それ以外の自動車は―印とする。

（6）※4 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には―印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

（7）※5 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には―印とする。

（8）※6 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲

新	旧
	内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は〇印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）	（9）※7 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は〇印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）※別添 2 の 4.1.備考（13）に移動	（10）※8 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は〇印、それ以外の場合は－印とする。
（削除）	（11）※9 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては〇印、その他の自動車にあっては－印とする。
（削除）	（12）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更したもの（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のあるものを除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
（削除）	（13）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
（削除）	（14）添付資料の詳細は、7.に規定する。
4.2.　届出書等の提出方法	3.2.　届出書等の提出方法
（1）届出書等は、自動車 1 台毎に 1 部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。 ただし、型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））･･･1 部 ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））･･･車台番号毎 ③　添付資料のうち自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能	（1）届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））･･･1 部 ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））･･･車台番号毎 ③　自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能
（2）代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等 1 部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。 なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該	（2）代表届出自動車にあっては、代表車 1 台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。 この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合に

新	旧
代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。 ①　乗車定員が９人以下の乗用自動車 ②　技術基準等の適合性に係る構造・装置が同一 ③　型式が相違している理由が、自動車型式認証実施要領附則１別表第１の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ ④　別添４「改造自動車審査要領」別表第１に規定する範囲の改造をしていない ⑤　添付書面において、諸元表又は車両諸元要目表以外が同一	は、新規検査等届出書（第１号様式（その１））の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。 「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車 ②　技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一 ③　代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則１別表第１の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ ④　改造自動車審査結果通知書等を用いない自動車 ⑤　添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表以外の添付書面に相違がないもの
(3) 届出書等は、4.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。	(3) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
(4) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 なお、当日書面審査の自動車については、検査コースにおける審査の開始までに①の方法により提出するものとする。 ①　事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては検査課）に直接提出する方法 ②　郵送により提出する方法 ③　オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法	(4) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。 （新設） （新設） （新設）
(5) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。	(5) (4) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。 なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
5.　届出書等の受理等【事前書面審査の自動車に適用】	4.　届出書等の受理等
5.1.　受理	4.1.　受理
(1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。	(1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
(2) 4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第１号様式（その１））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。	(2) 受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第１号様式（その１））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
(3) 4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等にあっては（2）の処理、4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。	なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
(4)（2）及び（3）における事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①　個別届出又は複数台数届出の場合 S、事務所コード（3桁）、年度番号（2桁）及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。	また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。 ①　個別届出自動車 事務所等で定める一連番号とする。

新	旧
② 代表届出の場合 検査部記号、年度番号（2桁）、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。 （例）関東検査部の場合 関東技審 07-0001 検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す） 年度番号（令和7年度を示す） 一連番号（4桁）	② 代表届出自動車 検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。 （例）関東検査部の場合 関東技審 28-0001 検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す） 年度番号（平成28年度を示す） 一連番号（4桁）
地方検査部名 / 検査部記号 / 地方検査部名 / 検査部記号 北海道検査部 / 北海道技審 / 近畿検査部 / 近畿技審 東北検査部 / 東北技審 / 中国検査部 / 中国技審 関東検査部 / 関東技審 / 四国検査部 / 四国技審 北陸信越検査部 / 北信技審 / 九州検査部 / 九州技審 中部検査部 / 中部技審 / 沖縄事務所 / 沖縄技審	地方検査部名 / 検査部記号 / 地方検査部名 / 検査部記号 北海道検査部 / 北海道技審 / 近畿検査部 / 近畿技審 東北検査部 / 東北技審 / 中国検査部 / 中国技審 関東検査部 / 関東技審 / 四国検査部 / 四国技審 北陸信越検査部 / 北信技審 / 九州検査部 / 九州技審 中部検査部 / 中部技審 / 沖縄事務所 / 沖縄技審
5.2. 不受理 （1）提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 4.2.（4）①の方法により提出された届出書等にあっては、口頭により通知する。 ② 4.2.（4）②の方法により提出された届出書等にあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては、オンライン届出システムにより通知する。 （2）不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、（1）②の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。	4.2. 不受理 （1）提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3.2.（5）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 （新設） ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。 なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。 （新設） （2）不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、（1）①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。
	（新設）※別添2の附則2の10.4.から移動 10.4. 不受理の届出書等

新	旧
(3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は (2) なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。	4.2. (1) ②なお書き又は 4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。
5.3. 届出書等の取下げ (1) 本則 4-13-2 (3) で規定する取下願出書は、第 12 号様式とする。 (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあっては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。	4.3. 届出書等の取下げ (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第 7 号様式とする。 (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨（例：〇年〇月〇日取下げ）を記録するものとする。
6. 書面審査の審査日数【事前書面審査の自動車に適用】 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。	5. 書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。
7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】 (1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。 (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できない場合には、その他書面として、必要な書面の提出を求めるものとする。	6. 書面審査 (1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。 （新設）
(3) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 15 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 (4) 個別届出又は複数台数届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ① 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 13 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載する	(2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （新設）

新	旧
ものとする。 (5) 代表届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、書面審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととする。 (削除) (削除) ※別添 2 の別紙の 1. に移動	(新設) 7. 届出書等の記載要領等 7.1. 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1)) (1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に〇印が付されていること。 ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。 (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長(代表届出自動車にあっては地方検査部の長)の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 (3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号(諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ② 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの (4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。 (5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の( )内に〇印、未実施の場合は×印が付されていること。 (6)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの( )内に〇印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3(「共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表)の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当

新	旧
	該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例） 燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し (7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されていること。 (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日 ② 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記

新	旧
（削除）※別添２の別紙の 2.に移動	載されていること。 ③　本則 7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。 ④　改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 ⑤　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑥　車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑦　高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑧　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑨　土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑩　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑪　アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑫　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。） （9）「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの（　）内に〇印が付されていること。 また、有に〇印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。 （10）（4）から（9）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 7.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） （1）記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①　乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ②　乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オ

新	旧
	フセット」、「最大積載量」 ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前２軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」 (2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。 (4)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第１位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 (8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
（削除）※別添２の別紙の 3. に移動	7.3.　自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証又は輸入自動車特別取扱届出済書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該自動車が特定できない等の理由により当該書面が提出できないものにあっては、新規検査等届出書（第１号様式（その 1)）の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、自動車を特定する書面の添付を省略することができる。
（削除）※別添２の別紙の 4. に移動	7.4.　諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１又は第２号様式の２の諸元表 ②　多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式の諸元表 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１又は第２号様式の２の車両諸元要目表
（削除）※別添２の別紙の 5. に移動	7.5.　「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。
（削除）※別添２の別紙の 6. に移動	7.6.　外観図

新	旧
	外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 ① 乗用自動車 ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車
（削除）	7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② 2 軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの
（削除）※別添 2 の別紙の 10. に移動	7.8. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）※別添 2 の別紙の 11. に移動	7.9. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（ ）内に〇印が付されているもの ③ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したもの
（削除）※別添 2 の別紙の 12. に移動	7.10. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制） （1）次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ① 完成検査終了証の写し ② 排出ガス検査終了証の写し

新	旧
（削除）※別添２の別紙の 13. に移動	③　排出ガス試験の結果を表す書面 ④　一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。 ①　平成 30 年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第５号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第５号様式） (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。 7.11.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第４号様式） ②　本則 4-12-1 (1) に規定する書面 ③　別表第１に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第１に掲げる

新	旧
	並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第 1 適用トラクタ
（削除）※別添 2 の別紙の 14. に移動	7.12.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第 1 号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
（削除）※別添 2 の別紙の 15. に移動	7.13.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
（削除）※別添 2 の別紙の 16. に移動	7.14.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）※別添 2 の別紙の 17. に移動	7.15.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）※別添 2 の別紙の 18. に移動	7.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第 6-5 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）※別添 2 の別紙の 19. に移動	7.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 ②　使用者の事業等に関する書面 ア　予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備検査を除く。）の場合 イ　代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査を除く。）の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合
（削除）※別添 2 の別紙の 25. (3) に移動	7.18.　「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の

新	旧
（削除）※別添 2 の別紙の 21. に移動	取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 （1）適切な書面が添付されていること。 （2）本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
（削除）※別添 2 の別紙の 22. に移動	7.19.　連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 7.20.　改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。
（削除）※別添 2 の別紙の 24. に移動	7.21.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。
（削除）※別添 2 の別紙の 25. に移動	7.22.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 （2）本則 4-15（6）を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。 （3）特段の必要がない場合には省略することができる。
8.　書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】 8.1.　書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合	8.　書面審査の決裁等 8.1.　書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合

新	旧
に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。 ① 個別届出又は複数台数届出の場合 第 13 号様式 ② 代表届出の場合 第 14 号様式（その 1 及びその 2）	に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。 ① 個別届出自動車 第 8 号様式、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式 ② 代表届出自動車 第 9 号様式（その 1 及びその 2）、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式
8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所長等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。	8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。
8.3. 書面審査終了の連絡 (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。 (2) 4.2.（4）①又は②の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の写しを届出者に交付するものとする。 (3) 4.2.（4）③の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあっては、別途定める方法で通知するものとする。	8.3. 書面審査終了の連絡 (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。 (2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の写しを届出者に交付するものとする。 （新設）
8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。 （削除）	8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式（第 9 号様式（その 1）を除く。）を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。
9. 現車審査 (1) 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。 この場合において、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号に該当する届出書等の内容との同一性を確認するものとする。	9. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。 （新設）※別添 2 の附則 1 の 5.（2）から移動 (2) 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面（PDF ファイル）の内容との同一性を確認するものとする。
(2) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。	この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

新	旧
① 技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）が提出されていた自動車の場合は、この様式を無効とし、灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を求めて改めて事前書面審査を実施するものとする。	① 多仕様自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、第 6-2 号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。
（削除）	② 多仕様自動車以外の自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、改めて事前書面審査を実施するとともに、第 6-2 号様式の提出を求めるものとする。
② 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）が提出されていた自動車の場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。	③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第 6-2 号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。
10. 届出書等の保存期間	10. 届出書等の保存期間
10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から 3 年間（代表届出の場合にあっては書面審査が終了した日から 5 年間）、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、4.2.（4）③の方法により提出された届出書等にあっては、別途定める方法により保存するものとする。	10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から 3 年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から 5 年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
10.2. 取下願出書（第 12 号様式） 受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。	10.2. 取下願出書（第 7 号様式） 受理日から 1 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
10.3. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等 （1）個別届出又は複数台数届出の場合にあっては、書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。	10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 （1）個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
（2）次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。 ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日 ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日	（2）次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。 ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日 ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日
（削除）※別添 2 の 5.2.（3）に移動	10.4. 不受理の届出書等 4.2.（1）②なお書き又は 4.2.（2）なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。
（削除）	附則 3 事前提出書面の審査 （使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）
（削除）	1. 目的

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）

（削除）
（削除）</td><td>この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4.（3）又は（4）の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2.　用語の定義
この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（1）「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3.　届出書等
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>別添 2 4.（3）①の自動車</th><th>別添 2 4.（3）②の自動車</th><th>別添 2 4.（3）③の自動車</th></tr>
<tr><td colspan="2">新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車を特定する書面</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="12">添付資料</td><td>諸元表又は車両諸元要目表</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td></tr>
<tr><td>「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式</td><td>※1</td><td>※1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>外観図</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td></tr>
<tr><td>重量分布計算に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>○</td></tr>
<tr><td>最大安定傾斜角度に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>最小回転半径に関する書面</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）</td><td>△</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面(騒音規制)</td><td>※2</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面(排出ガス規制)</td><td>※2</td><td>※2</td><td>△</td></tr>
<tr><td>技術基準等への適合性を証する書面</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書</td><td>※3</td><td>※3</td><td>※3</td></tr>
<tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書</td><td>※4</td><td>※4</td><td>※4</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新	旧
（削除）	備考　（1）〇印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
（削除）	（2）※1は、多仕様自動車は〇印、それ以外の自動車は－印とする。
（削除）※別添２の 4.1.備考（7）に移動	（3）※2は、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の申請をする自動車は〇印、それ以外の自動車は－印とする。
（削除）	（4）※3は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。
（削除）	（5）※4は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は〇印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）	（6）※5は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後

	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※5	※5	－
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※6	※6	－
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	－	－
	連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	－	－
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△	－	△
	ガス容器等再試験結果証明書	※7	※7	－
	その他書面	△	△	△

新	旧
	退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は〇印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）	（7）※6 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は〇印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（削除）	（8）※7 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては〇印、その他の自動車にあっては－印とする。
（削除）	（9）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
（削除）	（10）添付資料の詳細は、7. に規定する。
（削除）	3.2.　届出書等の提出方法
	（1）届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ①　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））･･･1 部 ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））･･･車台番号毎 ③　自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④　添付資料･･･重複するものは省略可能
	（2）代表届出自動車にあっては、代表車 1 台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。
	（3）届出書等は、3.1. の表に記載されている順に編綴するものとする。
	（4）届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
	（5）（4）の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。 なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
（削除）	4.　届出書等の受理等
（削除）	4.1.　受理
	（1）提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断し

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>た場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
（2）受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
また、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。
①　個別届出自動車
事務所等で定める一連番号とする。
②　代表届出自動車
検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。
この場合において、一連番号は2001番以降とする。
（例）関東検査部の場合
関東技審 28-2001
検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す）
年度番号（平成28年度を示す）
一連番号（4桁、2001番以降）
<table><tr><th>地方検査部名</th><th>検査部記号</th><th>地方検査部名</th><th>検査部記号</th></tr><tr><td>北海道検査部</td><td>北海道技審</td><td>近畿検査部</td><td>近畿技審</td></tr><tr><td>東北検査部</td><td>東北技審</td><td>中国検査部</td><td>中国技審</td></tr><tr><td>関東検査部</td><td>関東技審</td><td>四国検査部</td><td>四国技審</td></tr><tr><td>北陸信越検査部</td><td>北信技審</td><td>九州検査部</td><td>九州技審</td></tr><tr><td>中部検査部</td><td>中部技審</td><td>沖縄事務所</td><td>沖縄技審</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>4.2.　不受理
（1）提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。
なお、3.2.（5）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。
①　届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
②　届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。
なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。
（2）不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</td></tr>
</table>

新	旧
	なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。
（削除）	4.3. 届出書等の取下げ
	(1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第7号様式とする。
	(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
	(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨（例：〇年〇月〇日取下げ）を記録するものとする。
（削除）	5. 書面審査の審査期間
	書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。
	ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。
（削除）	6. 書面審査
	事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。
	この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第11号様式）に記録するものとする。
	なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。
（削除）	7. 届出書等の記載要領等
（削除）	7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））
（削除）	(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、〇印が付されていること。
	ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。
（削除）	(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長（代表届出自動車にあっては地方検査部の長）の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
（削除）	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。
	この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。
	ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
（削除）※別添2の別紙の1. (3) ④に移動	① 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
（削除）	② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定

新	旧
	できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの
（削除）	③　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの
（削除）※別添２の別紙の１．（３）③に移動	④　自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの
（削除）	(4)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されているとともに、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、前部霧灯取外し、自動運行装置の取付・変更・取外し
（削除）	(5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月

新	旧
	1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日 ② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。 ③ 自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が「その他」欄に記載されていること。 ④ 本則6-105の2-1の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア 車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ 音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）
（削除）	(6) (4) 及び (5) の記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
（削除）	7.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））
（削除）	(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
（削除）	(2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
（削除）	(3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
（削除）	(4)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。

新	旧
（削除）	(5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
（削除）	(6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すること。
（削除）※別添 2 の別紙の 2. (8) に移動	(7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、7.3.に規定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものにあっては、これを省略することができる。
（削除）	(8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
（削除）	7.3. 自動車を特定する書面 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの（国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。）が添付されていること。 ただし、本要領 4. (3) ③の自動車にあっては、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書の写しでもよい。
（削除）	7.4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の車両諸元要目表
（削除）	7.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。
（削除）	7.6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車以外の自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。
（削除）※別添 2 の別紙の 7. に移動	7.7. 重量分布計算に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布

新	旧
	計算に関する書面の提出を省略することができる。
（削除）※別添２の別紙の８.に移動	7.8.　最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ①　指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ②　２軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの ③　最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したものであって、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの ④　車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの ⑤　車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車
（削除）※別添２の別紙の９.に移動	7.9.　最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①　指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ②　最遠軸距が5.0m以下のもの
（削除）	7.10.　連結車両総重量及び牽引重量計算書（第２号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	7.11.　施行規則第36条第５項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ①　騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ②　新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの ③　代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの
（削除）	7.12.　施行規則第36条第６項に規定する書面（排出ガス規制） （1）次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

新	旧
（削除）	①　排出ガス試験の結果を表す書面 ②　一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) にかかわらず、それぞれに掲げる書面が提示されていること。 ①　平成 30 年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。 7.13.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1 (1) に規定する書面 ③　別表第 1 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 1 に掲げる並

新	旧
	行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第 1 適用トラクタ
（削除）	7.14.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第 1 号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
（削除）	7.15.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
（削除）	7.16.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	7.17.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	7.18.　「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 （1）適切な書面が添付されていること。 （2）本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
（削除）	7.19.　連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
（削除）	7.20.　試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。
（削除）	7.21.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略す

新	旧
	ることができる。
（削除）	7.22.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 （2）特段の必要がない場合には省略することができる。
（削除）	8.　書面審査の決裁等
（削除）	8.1.　書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。 ①　個別届出自動車 第 8 号様式、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式 ②　代表届出自動車 第 9 号様式（その 1 及びその 2）、第 10-1 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式
（削除）	8.2.　書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。
（削除）	8.3.　書面審査終了の連絡 （1）届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。 （2）代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の写しを届出者に交付するものとする。
（削除）	8.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 （1）書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 （2）書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。
（削除）	9.　現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。 この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。 ①　多仕様自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これ

新	旧
	を無効とし、第6-2号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。 ② 多仕様自動車以外の自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第6-2号様式の提出を求めるものとする。 ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第6-2号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。
（削除）	10. 届出書等の保存期間
（削除）	10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
（削除）	10.2. 取下願出書（第7号様式） 受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
（削除）	10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。 ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日 ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日
（削除）	10.4. 不受理の届出書等 4.2. (1) ②なお書き又は4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。
（削除）	附則4 事前提出書面の審査 （特定の被牽引自動車）
（削除）	1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車（本要領4. (5) の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。
（削除）	2. 用語の定義 この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>（削除）
（削除）</td>
<td>3.　届出書等
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>特定の被牽引自動車</th></tr>
<tr><td colspan="2">新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車を特定する書面</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="14">添付資料</td><td>諸元表又は車両諸元要目表</td><td>○</td></tr>
<tr><td>「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>外観図</td><td>○</td></tr>
<tr><td>重量分布計算に関する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>最大安定傾斜角度に関する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>最小回転半径に関する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>技術基準等への適合性を証する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書</td><td>※2</td></tr>
<tr><td>灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書</td><td>※3</td></tr>
<tr><td>特種用途自動車の構造要件に関する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>物品を積載する装置の構造に関する書面</td><td>○</td></tr>
<tr><td>「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面</td><td>△</td></tr>
<tr><td>連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」</td><td>○</td></tr>
<tr><td>試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等</td><td>△</td></tr>
<tr><td>その他書面</td><td>△</td></tr>
</table>
備考　（1）○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
（2）※1 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。
（3）※2 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合に</td>
</tr>
</table>

新	旧
（削除）	は－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。 (4) ※3 は、使用の過程にある自動車以外の自動車であって、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 (5) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊊マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更したもの（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のあるものを除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）の「その他」欄に当該型式指定番号が記載されている場合にあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。 (6) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。 (7) 添付資料の詳細は、7. に規定する。 3.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。 ① 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1)）･･･1 部 ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2)）･･･車台番号毎 ③ 自動車を特定する書面･･･車台番号毎 ④ 添付資料･･･重複するものは省略可能 (2) 届出書等は、3.1. の表に記載されている順に編綴するものとする。 (3) 届出書等の提出は、原則として、事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。 (4) (3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。 なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

新	旧
（削除）	4.　届出書等の受理等
（削除）	4.1.　受理 （1）提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。 （2）受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。 なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 また、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。
（削除）	4.2.　不受理 （1）提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3.2.（4）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 ①　届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ②　届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。 なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。 （2）不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。 なお、（1）①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。
（削除）	4.3.　届出書等の取下げ （1）本則4-13-2（5）で規定する取下願出書は、第7号様式とする。 （2）提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。 （3）受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨（例：〇年〇月〇日取下げ）を記録するものとする。
（削除）	5.　書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。
（削除）	6.　書面審査

新	旧
	(1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。 (2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。
(削除)	7. 届出書等の記載要領等
(削除)	7.1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1))
(削除)	(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、〇印が付されていること。
(削除)	(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
(削除)	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車 ② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ③ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの
(削除)	(4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
(削除)	(5)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に〇印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出に代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通

新	旧
	知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ① 新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の諸元表に記載する構造・装置 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例） アルミホイール化、タイヤインチアップ、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、スタンション（〇本）取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設
（削除）※別添 2 の別紙の 1. (9) ⑥に移動	(6) 物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。 （記載例） 物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション（〇本）型、船底型）
（削除）	(7) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
（削除）	① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。
（削除）※別添 2 の別紙の 1. (9) ⑤に移動	② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例） ・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。（〇月〇日届出） ・フレーム延長改造については同時届出。
（削除）	③ 本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。
（削除）	(8) (4) から (7) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
（削除）	7.2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 (2)「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 (3)「消音器・原動機等の改造　有・無」及び「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は

新	旧
	不要とする。 (4)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄の有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄の有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 (8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
（削除）※別添 2 の別紙の 3. (1) に移動	7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの（国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。）が添付されていること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。
（削除）	7.4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の車両諸元要目表
（削除）	7.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。
（削除）	7.6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。
（削除）	7.7. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

新	旧
	ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。
（削除）	7.8.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1（1）に規定する書面
（削除）	7.9.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第 1 号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
（削除）	7.10.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
（削除）	7.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 ②　使用者の事業等に関する書面 予備検査の場合
（削除）※別添 2 の別紙の 20. に移動	7.12.　物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。
（削除）	7.13.　「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づ

新	旧
	く、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 (1) 適切な書面が添付されていること。 (2) 本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
(削除)	7.14. 連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
(削除) ※別添 2 の別紙の 23. に移動	7.15. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。
(削除)	7.16. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。 (3) 特段の必要がない場合には省略することができる。
(削除)	8. 書面審査の決裁等
(削除)	8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 8 号様式、第 10-2 号様式及び第 10-3 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」のみを審査する場合に限り、事務所等の長は稟議方法等を指定することができる。
(削除)	8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。
(削除)	8.3. 書面審査終了の連絡 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
(削除)	8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部

新	旧
	長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。
（削除）	9.　現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。 この場合において、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。 ①　多仕様自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、附則 2 を適用し改めて審査を実施するものとする。 ②　多仕様自動車以外の自動車であって、第 4 号様式又は第 6-1 号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第 6-2 号様式の提出を求めるものとする。 ③　多仕様自動車以外の自動車であって、第 6-2 号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。
（削除）	10.　届出書等の保存期間
（削除）	10.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
（削除）	10.2.　取下願出書（第 7 号様式） 受理日から 1 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
（削除）	10.3.　新規検査等の申請がない自動車の届出書等 （1）書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 （2）次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。 ①　届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日 ②　届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日
（削除）	10.4.　不受理の届出書等 4.2.（1）②なお書き又は 4.2.（2）なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。
別表第 1（別添 2 関係）　欠番 別表第 2（別添 2 関係）　欠番	（新設） （新設）
別表第 3（別添 2 関係） 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	別表第 1（別添 2 の 5. 関係） 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表

新	旧
（略）	（略）
別紙（別添２関係） 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等の詳細	
1.　新規検査等届出書（第１号様式（その 1）） （削除）	（新設）※別添２の附則２の 7.1. から移動 7.1.　新規検査等届出書（第１号様式（その 1）） （1）「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に〇印が付されていること。 ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。
（1）「宛名及び届出年月日」欄は、届出書等の提出先の事務所長等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の宛名、届出年月日が記載されていること。	（2）新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長（代表届出自動車にあっては地方検査部の長）の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
（2）「届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号」欄は、届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。	
(3)「型式・類別区分番号」欄は、当該自動車の型式及び自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていることとし、牽引自動車にあっては、当該自動車の型式、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの	(3)「型式・類別区分番号」欄の類別区分番号は、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 この場合において、牽引自動車にあっては、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの ②　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの
③　自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの	（新設）※別添２の附則３の 7.1.（3）④から移動 ④　自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの
④　指定自動車等以外の自動車	（新設）※別添２の附則３の 7.1.（3）①から移動 ①　型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
(4)「活用する代表届出自動車の事前審査管理番号」欄は、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表	（新設）※別添２の附則１の 4.1.（4）から移動 (4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したも

新	旧
届出自動車の審査結果を活用する場合には、当該代表届出自動車の事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 07-0001」を活用できる期限は、令和13年３月31日	のを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和４年３月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和５年３月31日
(5)「多仕様自動車の出荷検査証」欄は、多仕様自動車であって出荷検査証が発行されている場合には、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。	(4)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
(6)「完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施している場合は（　）内に○印、実施していない場合は（　）内に×印が付されていること。	(5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、適合の確認の（　）内に○印、未実施の場合は×印が付されていること。
(7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車の場合には、前回の検査（新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査）に合格した時点の自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車	(6)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表３（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①　型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添１の第１号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の諸元表に記載する構造・装置 ②　多仕様自動車

新	旧
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、スタンション（○本）取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設、３列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し	共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置 ③　輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１、第２号様式の２及び第３号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置 （記載例）　燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、３列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し
(8)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。	(7)「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（　）内に○印が付されていること。
(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。	(8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
（削除）	①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の４月１日を起算日として５年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和４年３月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和５年３月31日
①　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。	②　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。
②　本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。	③　本則7-54-1（8）の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。
③　改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。	④　改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。

新	旧
（記載例）　・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号令和〇年〇月〇日」による。 ④　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。	⑤　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。
⑤　試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）　（削除） ・試作車として〇〇運輸局に届出中。（〇月〇日届出） （削除）	（新設）※別添 2 の附則 4 の 7.1.（7）②から移動 ②　試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。（〇月〇日届出） ・フレーム延長改造については同時届出。
⑥　別添 2 本文の 3.2.（4）に該当する自動車にあっては、物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。 （記載例）　物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、塵型、スタンション（〇本）型、船底型）	（新設）※別添 2 の附則 4 の 7.1.（6）から移動 （6）物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。 （記載例）　物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、塵型、スタンション（〇本）型、船底型）
⑦　事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が 11 人以上の乗合自動車にあっては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。 また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑧　高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑨　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑩　土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑪　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑫　アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑬　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならな	（新設） ⑥　車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑦　高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑧　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑨　土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑩　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑪　アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑫　本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければなら

新	旧
い自動車にあっては、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）	ない自動車は、次に掲げる内容が記載されていること。 ア　車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨 イ　音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）
⑭　新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）において、製作年月日を初めての検査日以外の日とする輸入自動車特別取扱自動車にあっては、その年月日及び判定根拠が記載されていること。	（新設）
(10)「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無について、いずれかの（　）内に〇印が付されていること。 また、有に〇印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。 (11) (5) から (10) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。	(9)「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの（　）内に〇印が付されていること。 また、有に〇印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。 (10) (4) から (9) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
2.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①　乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ②　乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.2. から移動 7.2.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①　乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」 ②　乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」 ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
(2) 代表届出の場合、「車台番号」欄の記載は (1) にかかわらず不要とする。	（新設）
(3)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。	(2)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。
(4)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。	(3)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
(5)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されて	(4)「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付され

新	旧
いる若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (7)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値が記載されていること。 (8) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、自動車を特定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されている使用の過程にある自動車にあっては、これを省略することができる。 (9) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。	ている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (5)「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに〇印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。 (6)「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すること。 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 (新設) ※別添 2 の附則 3 の 7.2.（7）から移動 (7) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、7.3.に規定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものにあっては、これを省略することができる。 (8) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
3. 自動車を特定する書面 (1) 事前書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証の情報を車検証閲覧アプリで出力した自動車検査証記録事項、自動車検査証（令和 4 年以前に交付されたものに限る。）、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。（代表届出の場合を除く。） なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付することでよい。	(新設) ※別添 2 の附則 2 の 7.3.から移動 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証又は輸入自動車特別取扱届出済書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該自動車が特定できない等の理由により当該書面が提出できないものにあっては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、自動車を特定する書面の添付を省略することができる。 (新設) ※別添 2 の附則 4 の 7.3.から移動 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの（国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。）が添付されていること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。
(2) 当日書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証	(新設)

新	旧
明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の原本の提示があること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等にあっては、写しをもって代えることができる。 (3) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書又は出荷検査証は、電磁的方法により登録情報処理機関に提供された記載すべき事項が印刷された二次元コード付きの書面又は次に掲げる様式の書面であること。 ① 完成検査終了証 自動車型式指定規則に定める第4号様式 ② 排出ガス検査終了証 自動車型式認証実施要領附則15に定める第1号様式 ③ 譲渡証明書 施行規則に定める第21号様式 ④ 出荷検査証 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に定める第3号様式	（新設）
4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表	（新設）※別添2の附則2の7.4.から移動 7.4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表 ② 多仕様自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表
5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。	（新設）※別添2の附則2の7.5.から移動 7.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。
6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができ	（新設）※別添2の附則2の7.6.から移動 7.6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することがで

新	旧
る。 ① 乗用自動車 ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車	きる。 ① 乗用自動車 ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。） ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車
7. 重量分布計算に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。	（新設）※別添2の附則3の7.7.から移動 7.7. 重量分布計算に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあっては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。
8. 最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② 2軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの ③ 別添2本文の3.2.（2）に該当する自動車であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機による計測を希望する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの ④ 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの ⑤ 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車	（新設）※別添2の附則3の7.8.から移動 7.8. 最大安定傾斜角度に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。 ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ② 2軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの ③ 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したものであって、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの ④ 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの ⑤ 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車
	（新設）※別添2の附則3の7.9.から移動

新	旧
9.　最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①　指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車 ②　最遠軸距が 5.0m 以下の自動車	7.9.　最小回転半径に関する書面 基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 ①　指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの ②　最遠軸距が 5.0m 以下のもの
10.　連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.8. から移動 7.8.　連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
11.　施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付（別添 2 本文の 3.1. に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ①　騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（　）内に〇印が付されているもの ③　代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したもの	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.9. から移動 7.9.　施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては当該書面の提出を省略することができる。 ①　騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの ②　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（　）内に〇印が付されているもの ③　代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したもの
12.　施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制） (1) 次に掲げるいずれかの書面が添付（別添 2 本文の 3.1. に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ①　完成検査終了証の写し ②　排出ガス検査終了証の写し ③　排出ガス試験の結果を表す書面の写し ④　一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が添付（別添 2 本文の 3.1. に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ①　平成 30 年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.10. から移動 7.10.　施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制） (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ①　完成検査終了証の写し ②　排出ガス検査終了証の写し ③　排出ガス試験の結果を表す書面 ④　一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料 (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。 ①　平成 30 年規制に適合する自動車以外の自動車であって、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量

新	旧
囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添 2 本文の 3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添 2 本文の 3.1.に該当する自動車にあっては提示）されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） （3）代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、（1）及び（2）にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。	の範囲を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車が確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） ②　平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ア　受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面 イ　排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの ウ　完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式） （3）代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、（1）及び（2）にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。
13.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、当該自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1（1）に規定する書面 ③　別表第 3 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 3 に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114「牽引自動車	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.11.から移動 7.11.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 ①　自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式） ②　本則 4-12-1（1）に規定する書面 ③　別表第 1 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 1 に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別

新	旧
の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第３適用トラクタ	添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）　・別表第１適用トラクタ
14.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されており、新規検査等届出書（第１号様式（その 2））の諸元確認者と宣言する事業者の名称が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を同時に活用したものでないこと。	（新設）※別添２の附則２の 7.12.から移動 7.12.　灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式） 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 この場合において、第１号様式（その 2）の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものでないこと。
15.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。	（新設）※別添２の附則２の 7.13.から移動 7.13.　灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。
16.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第７号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添２の附則２の 7.14.から移動 7.14.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
17.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第８号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添２の附則２の 7.15.から移動 7.15.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
18.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第９号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添２の附則２の 7.16.から移動 7.16.　車両後退通報装置の取付状態確認書（第 6-5 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
19.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合	（新設）※別添２の附則２の 7.17.から移動 7.17.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ①　車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア　冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ　外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場

新	旧
② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査の場合であって、新規登録時に当該書面を提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合 イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合	合 ② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の予備検査を除く。）の場合 イ 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査を除く。）の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合
20. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。	（新設）※別添 2 の附則 4 の 7.12. から移動 7.12. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。
21. 連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.19. から移動 7.19. 連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
22. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付（別添 2 本文の 3.1. に該当する自動車にあっては当該通知書等の原本が提示）されていること。 ただし、届出を行う時点において当該通知書等の写しを提出することができないため、新規検査等の際に当該通知書等の原本を提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.20. から移動 7.20. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。
23. 試作車・組立車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。	（新設）※別添 2 の附則 4 の 7.15. から移動 7.15. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

新	旧
なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付することでよい。	なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することでよい。
24.　ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.21. から移動 7.21.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。
25.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであること。 （2）本則 4-15（6）を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、別添 2 本文の 4.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.22. から移動 7.22.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 （2）本則 4-15（6）を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。
（3）「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）を適用する自動車の場合には、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面が添付されていること。 この場合、本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。 （4）特段の必要がない場合には省略することができる。	（新設）※別添 2 の附則 2 の 7.18. から移動 7.18.　「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 （1）適切な書面が添付されていること。 （2）本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。 （3）特段の必要がない場合には省略することができる。
第 1 号様式（その 1）（別添 2 関係） 事前書面審査終了時の連絡　要　不要 事前審査管理番号 受付印 新 規 検 査 等 届 出 書 （略）	第 1 号様式（その 1）（別添 2 の 5. 関係） 新規検査 予備検査 構造等変更検査 事前書面審査終了時の連絡　要　不要 事前審査管理番号 受付印 新 規 検 査 等 届 出 書 （略）

新	旧
活用する代表届出自動車の事前審査管理番号	
多仕様自動車の出荷検査証	出荷検査証 発行年月日： 年 月 日
完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）
（略）	
第1号様式（その2）（別添2関係）	第1号様式（その2）（別添2の5.関係）
新規検査等届出書	新規検査等届出書
（略）	（略）
第2号様式（別添2関係）	第2号様式（別添2の5.関係）
連結車両総重量及び牽引重量計算書	連結車両総重量及び牽引重量計算書
（略）	（略）
第3号様式（別添2関係）	第3号様式（別添2の5.関係）
連結検討書	連結検討書
表（略）	表（略）
併せて次に掲げる資料を添付すること。	併せて次に掲げる資料を添付すること。
(1) 牽引自動車の諸元を特定する書面	(1) 牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
(2) （略）	(2) （略）
(3) 被牽引自動車の諸元を特定する書面	(3) 被牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
(4) ～ (8) （略）	(4) ～ (8) （略）
第4号様式（別添2関係）	第4号様式（別添2の5.関係）
技術基準等適合証明書	技術基準等適合証明書
（略）	（略）
第5号様式（別添2関係）	第5号様式（別添2の5.関係）
完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書
（略）	（略）
第6-1号様式（別添2関係）	第6-1号様式（別添2の5.関係）
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（略）

第 6-2 号様式（別添 2 関係）
年　月　日
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書
（略）
表（略）
※備付欄は、備えているものには〇印を、備えていないものには－印を記入すること。
※備付欄以外の欄は、備えているものについて、基準に適合していることを確認した箇所及び基準に抵触していないことを確認した箇所（基準緩和認定を受けている項目を含む。）に〇印を記入すること。
（略）

第 7 号様式（別添 2 関係）
後退時車両直後確認装置の取付確認書
（略）

第 8 号様式（別添 2 関係）
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書
（略）

第 9 号様式（別添 2 関係）
年　月　日
車両後退通報装置の取付状態確認書
（略）
1. （略）
2. 取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>□</td><td>当該装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられている。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）

第 10 号様式（別添 2 関係）　欠番
第 11 号様式（別添 2 関係）　欠番

第 12 号様式（別添 2 関係）
新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書</td><td>（略）

第 6-2 号様式（別添 2 の 5. 関係）
年　月　日
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書
（略）
表（略）
※該当若しくは確認したものには〇を、該当しない若しくは確認不要のものには－を記入すること。
（略）

第 6-3 号様式（別添 2 の 5. 関係）
後退時車両直後確認装置の取付確認書
（略）

第 6-4 号様式（別添 2 の 5. 関係）
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書
（略）

第 6-5 号様式（別添 2 の 5. 関係）
年　月　日
車両後退通報装置の取付状態確認書
（略）
1. （略）
2. 取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>□</td><td>当該装置の通報音発生装置は完全に覆われていない。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）

（新設）
（新設）

第 7 号様式（別添 2 の 5. 関係）
新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書</td></tr>
</table>

新	旧
（略）	（略）
第 13 号様式（別添 2 関係）	第 8 号様式（別添 2 の 5. 関係）
（略）　　（略）　　（略）	（略）　□新規検査 □予備検査 □構造等変更検査　　（略）
新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について
（略）	（略）
標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。	標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。
（略）	（略）
（略）	（略）
第 14 号様式（その 1）（別添 2 関係）	第 9 号様式（その 1）（別添 2 の 5. 関係）
（略）	（略）
新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について ［代表届出］	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について ［代表届出自動車］
（略）	（略）
標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式をオンライン届出システムに登録することとしてよろしいか伺う。	標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。
記	記
（略）	（略）
型式・類別区分番号又は車両仕様記号	型式・類別（又は車両識別記号）
4. 2. （2）なお書きの規定を適用している自動車の型式	附則 2 の 3. 2. （2）後段の規定を適用している自動車の型式
（削除）	車台番号
審査結果概要等　　第 14 号様式（その 2）による	審査結果概要等　　第 9 号様式（その 2）による
（略）	（略）
第 14 号様式（その 2）（別添 2 関係）	第 9 号様式（その 2）（別添 2 の 5. 関係）
（略）	（略）
車名　　型式・類別区分番号又は車両仕様記号　　4. 2. （2）なお書きの規定を適用している自動車の型式	車名　　型式・類別（又は車両識別記号）　　附則 2 の 3. 2. （2）後段の規定を適用している自動車の型式
（略）	（略）

新	旧
（削除）	第 10-1 号様式（別添 2 の 5. 関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ） （略）
（削除）	第 10-2 号様式（別添 2 の 5. 関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ） （略）
（削除）	第 10-3 号様式（別添 2 の 5. 関係） 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車） （略）
第 15 号様式（別添 2 関係） 補正指示記録表 （略）	第 11 号様式（別添 2 の附則 2、附則 3 及び附則 4 の 6. 関係） 補正指示記録表 （略）
別添 3（4-14 関係） **並行輸入自動車審査要領**	**別添 3（4-14 関係）** **並行輸入自動車審査要領**
1. 目的 この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。	1. 目的 この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。
2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) (略) (5)「車台の製作者」とは、当該並行輸入自動車のシャシに車台番号又はシリアル番号を付与している者をいう。 (6)「原動機打刻番号等」とは、原動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7)「技術基準等適合証明書」とは、当該並行輸入自動車が技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (8) ～ (9) (略)	2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) ～ (4) (略) (5)「車台の製作者」とは、当該自動車のシャシに車台番号又はシリアル番号を付与している者をいう。 (6)「原動機打刻番号等」とは、原動機又は電動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。 (7)「技術基準等適合証明書」とは、当該並行輸入自動車が技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを証する書面であって、当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面をいう。 (8) ～ (9) (略)

新

（10）「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては検査課の長）をいう。
（11）～（12）（略）
（13）「複数台数届出」とは、当該並行輸入自動車を製作した者が同一構造であることを証した複数台数の二輪自動車について、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものが行う届出をいう。

3.　届出書等

3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））		○	○
添付資料	車両諸元概要表（第 2 号様式）	△	○
	自動車通関証明書等	○	○
	複数台数届出書（第 4 号様式）	※1	※1
	同一構造証明書（第 5 号様式）	※1	※1
	（削除）	（削除）	（削除）
	保安基準適用年月日の判定資料	○	○
	（削除）	（削除）	（削除）
	（略）	（略）	（略）
	技術基準等宣言書（第 7 号様式）	△	△
	ラベル貼付者確認書（第 8 号様式）	△	△
	座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第 9 号様式）	△	△
	（削除）	（削除）	（削除）
	（略）	（略）	（略）
	走行環境条件付与書	※2	※2
	熱害試験結果成績表	△	△
	その他書面	△	△

備考（1）（略）
（2）※1 は、複数台数届出を行う場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
（3）※2 は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には－印とする。
（4）～（6）（略）

3.2.　届出書等の提出方法

旧

（10）「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあっては、検査課の長）をいう。
（11）～（12）（略）
（新設）

3.　届出書等

3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
並行輸入自動車届出書（第 1 号様式とする。）		○	○
添付資料	（新設）		
	自動車通関証明書等	○	○
	（新設）		
	（新設）		
	指定自動車等との相違点に関する資料	○	－
	製作年月日の判定資料	○	○
	車両諸元概要表（第 2 号様式とする。）	△	○
	（略）	（略）	（略）
	技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）	△	△
	ラベル貼付者確認書（第 7 号様式とする。）	△	△
	座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第 8 号様式とする。）	△	△
	熱害試験結果成績表	△	△
	（略）	（略）	（略）
	走行環境条件付与書	※	※
	（新設）		
	その他書面	△	△

備考（1）（略）
（新設）
（2）※は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には－印とする。
（3）～（5）（略）

3.2.　届出書等の提出方法

新	旧
(1) 届出書等は、並行輸入自動車 1 台毎に 1 部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。 ただし、複数台数の車台番号の記載がある打刻届出書及び同一構造証明書（第 5 号様式）の提出がある二輪自動車については、1 部あたり 50 台を上限として複数台数届出とすることができるものとし、この場合の届出書等の提出先は地方検査部又は沖縄事務所とする。	(1) 届出書等は並行輸入自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。
(2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ただし、複数台数届出を行う場合にあっては、③の方法に限るものとする。 ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては検査課）に直接提出する方法 ②（略） ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法	(2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては、検査課）に直接提出する方法 ②（略） ③ 届出システムにより電磁的に提出する方法
(3)（略）	(3)（略）
4. 届出書等の受理等	4. 届出書等の受理等
4.1. 受理	4.1. 受理
(1) ～ (3)（略）	(1) ～ (3)（略）
(4) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出された届出書等にあっては (3) の処理、3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。	(4) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出されたものにあっては (3) の処理、3.2. (2) ③の方法により提出されたものにあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
4.2. 不受理	4.2. 不受理
(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 3.2. (2) ①の方法により提出された届出書等にあっては、口頭により通知する。 ② 3.2. (2) ②の方法により提出された届出書等にあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては、オンライン届出システムにより通知する。	(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。 この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 ① 3.2. (2) ①の方法により提出されたものにあっては、口頭により通知する。 ② 3.2. (2) ②の方法により提出されたものにあっては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 なお、電話等により通知ができない場合にあっては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。 ③ 3.2. (2) ③の方法により提出されたものにあっては、届出システムにより通知する。
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
4.3. 届出書等の取下げ	4.3. 届出書等の取下げ
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3) 3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができ	(3) 3.2. (2) ③の方法により届出書等が提出された場合にあっては、届出者が届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

新	旧
る。	
5.　書面審査の審査日数 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書（第 6 号様式）の真正性の照会を行っている期間及び WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。	5.　書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書の真正性の照会を行っている期間及び WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。 この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。
6.　書面審査 （1）並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 （2）提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ①　3.2.（2）①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ②　①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 10 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。	6.　書面審査 （1）並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 10 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （2）提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。 ①　3.2.（2）①又は②の方法により届出書等が提出されたものであって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。 ②　①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 9 号様式（その 2）「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。
6.1.（略）	6.1.（略）
6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。	6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。
（削除）	6.2.1.　「新規検査・予備検査」欄 検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査のいずれかに〇印が付されていること。
6.2.1.　「宛名及び届出年月日」欄 届出書等の提出先の事務所長等（複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の宛名、届出年月日が記載されていること。	6.2.2.　「事務所等の長の宛名及び届出年月日」欄 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日が記載されていること。

新	旧
6.2.2. （略）	6.2.3. （略）
（削除）	6.2.4. 「輸入者の氏名又は名称及び住所」欄 自動車通関証明書等に記載されている輸入者の氏名又は名称及び住所が記載されていること。
6.2.3. 「車名」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限り、その車名を記載することができる。 ①（略） ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名 ③（略） ④ 車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名 ⑤（略） ⑥ COC ペーパーにより車名を判断できるものは、その車名 ⑦ WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車名を判断できるものは、その車名 ⑧（略） （削除）	6.2.5. 「車名及び型式」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名及び該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「－」を付した型式（－〇〇－）が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①（略） （新設） ②（略） ③ ②以外の車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名 ④（略） （新設） ⑤ WVTA ラベル又はプレート、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車名を判断できるものは、その車名 ⑥（略） ⑦ ①から⑥までにより判定できない場合には、車名「不明」
6.2.4. 「型式」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「－」を付した型式（－〇〇－）が記載されていること。 (2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。	(3)（2）にかかわらず、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名及び型式が記載されていること。
6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄 (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。	6.2.6. 「車台番号又はシリアル番号」欄 (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。

新	旧
ただし、複数台数届出の場合にあっては、当分の間、車台番号に代えて複数台数届出である旨が記載されていればよい。 （2）～（3）（略）	（2）～（3）（略）
6.2.6.　「原動機の型式」欄 （1）当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。 なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①　原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機（読み替えにより原動機打刻番号等と原動機の型式が相違しているものを除く。）は、指定自動車等の原動機の型式 ②～⑤（略） （削除）	（新設）※別添3の6.2.10.から移動 6.2.10.　「原動機又は電動機の型式」欄 （1）原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①　原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機は、指定自動車等の原動機の型式 ②～⑤（略） （2）（1）①の原動機であって、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機の型式が読み替えにより相違しているものは、（1）③から⑤までにより判定する。 【例】原動機打刻番号等→原動機の型式 △△△△（読み替え）○○
（2）（1）以外の原動機は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。	（3）（1）及び（2）以外の原動機は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。
6.2.7.　「総排気量又は定格出力」欄 内燃機関を原動機とする自動車にあっては総排気量、電力により作動する原動機のみを有する自動車にあっては定格出力が記載されていること。 この場合において、原動機の総排気量又は定格出力は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。 ①　6.2.6.（1）①により原動機の型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量又は定格出力 ②　原動機打刻番号等又はプレートに表示された記号若しくは番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ③　打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、その総排気量又は定格出力 ④　車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ⑤　自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、その総排気量又は定格出力 ⑥　資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、次に掲げる算式により算出した総排気量（単位はℓとし、小数第2位（小数第3位切り捨て）までの値とする。）	（新設）※別添3の6.2.11.から移動 6.2.11.　「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。 ①　6.2.10.（1）①及び（2）により原動機又は電動機の型式の判定を行った原動機又は電動機は、指定自動車等と同一の総排気量又は定格出力 ②　原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機又は電動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ③　打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機又は電動機は、その総排気量又は定格出力 ④　車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機又は電動機は、その資料の総排気量又は定格出力 ⑤　自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機又は電動機は、その総排気量又は定格出力 ⑥　資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、総排気量計算書（第4号様式とする。）を用いて算出した総排気量

新	旧
総排気量 $V=\frac{D^2\times L\times N\times \pi}{4}\times 10^{-6}$ ただし、 D　：内径（mm） L　：行程（mm） N　：気筒数 π　：円周率（3.14 とする。） 〈備考〉 ・内径及び行程については、小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までの値とする。 ・インチから mm の換算については、インチ×25.4 で換算した小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までの値とする。	
6.2.8.　「種別」欄 「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかに○印が付されていること。	（新設）
6.2.9.　「用途」欄 「乗用」、「乗合」、「貨物」、「特種」又は「建設機械」のいずれかに○印が付されていること。 ただし、大型特殊自動車であって建設機械に該当しないものについては、記載を要しない。	（新設）
6.2.10.～6.2.11.（略）	6.2.7.～6.2.8.（略）
（削除）※別添 3 の 6.2.13. に移動	6.2.9.　「指定自動車等との相違点」欄 （略）
（削除）※別添 3 の 6.2.6. に移動	6.2.10.　「原動機又は電動機の型式」欄 （略）
（削除）※別添 3 の 6.2.7. に移動	6.2.11.　「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 （略）
6.2.12.　「保安基準適用年月日」欄 当該並行輸入自動車の保安基準適用年月日及び判定資料の種類が記載されていること。 なお、複数台数届出であって当該届出中の自動車の保安基準適用年月日が異なる場合は、当分の間、保安基準適用年月日が最も新しい自動車のものが記載されていればよい。	（新設）
	（新設）※別添 3 の 6.2.9. から移動

新	旧
6.2.13.　「その他」欄 (1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無及び相違している構造・装置が記載されていること。	6.2.9.　「指定自動車等との相違点」欄 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無について、いずれかに○印が付されているとともに、相違している構造・装置が明確に記載されていること。
(削除)	(新設) ※別添3の6.2.14.から移動 6.2.14.　「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 (1) 保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が記載されていること。
(2) 当該並行輸入自動車の基準適用日よりも先取り適用する基準がある場合には、その旨が記載されていること。	(2) 当該並行輸入自動車に適用される第7章の基準において、基準適用日よりも先取り適用する基準がある場合には、その旨が記載されていること。
(3) 当該並行輸入自動車の最高速度に応じて適用しない基準がある場合には、その旨及び最高速度が記載されていること。	(新設)
(4) 事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が11人以上の乗合自動車にあっては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。 また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	(新設)
(5) 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。	(新設)
(6) (略)	(3) (略)
6.3.　並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。	(新設)
6.3.1.　「車台番号又はシリアル番号の打刻等」欄 (削除) ① (略) ② 車台番号又はシリアル番号の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 ただし、複数台数届出の場合にあっては、これらを省略することができる。 なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。	6.2.12.　「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄 ① 車台番号又はシリアル番号が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。 ② (略) ③ 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。
6.3.2.　「原動機打刻番号等」欄 (削除)	6.2.13.　「原動機打刻番号等の様式の解説」欄 ① 原動機打刻番号等が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。

新	旧
①（略） ② 原動機打刻番号等の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 ただし、複数台数届出の場合にあっては、原動機打刻番号等の拓本又は写真の貼付又は添付を省略することができる。 なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。	②（略） ③ 原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。
（削除）※別添３の 6.2.13. に移動	6.2.14. 「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 （略）
（削除）	6.2.15. 「排出ガス発散防止装置」欄 排出ガス規制が適用される自動車にあっては、備えている一酸化炭素等発散防止装置の情報が記載されていること。
（削除）	6.2.16. 「騒音防止装置」欄 6.10. の規定が適用される自動車にあっては、備えている消音器の情報が記載されていること。
（削除）	6.2.17. 「自動運行装置」欄 自動運行装置の有無について、いずれかに○印が付されていること。
6.4. 車両諸元概要表（第２号様式） (1)（略） (2)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。	（新設）※別添３の 6.6. から移動 6.6. 車両諸元概要表（第２号様式） (1)（略） (2)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、6.4. の資料として車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。
6.5. 自動車通関証明書等 (1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。	6.3. 自動車通関証明書等 (1)（略） (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>6.6.　複数台数届出書（第4号様式）
複数台数届出を行う自動車の車台番号が記載されていること。

6.7.　同一構造証明書（第5号様式）
（1）同一構造証明書は、当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであり、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。
この場合において、電子署名が付与された同一構造証明書の電磁的記録が提出された場合にあっては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。
なお、写しが提出された場合にあっては、書面審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。
（2）同一構造証明書に記載されている車台番号は、複数台数届出書に記載されているものと一致していること。
（3）同一構造証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。
なお、届出者に対し「同一構造証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

（削除）

6.8.　保安基準適用年月日の判定資料
（1）次表の左欄に掲げるいずれかの書面が添付されていること。
この場合において、それぞれの書面により判定する保安基準適用年月日は、同表右欄の日とする。
<table><tr><th>書面の種類</th><th>保安基準適用年月日</th></tr><tr><td>①　日本国外務省が発行した登録証（在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものに限る。）の写し</td><td>当該書面に記載された登録年月日</td></tr><tr><td>②　自動車通関証明書の写し</td><td>当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）</td></tr><tr><td>③　税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入した自動車を除く。）の写し</td><td>当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）</td></tr></table></td><td>（新設）

（新設）

6.4.　指定自動車等との相違点に関する資料
並行輸入自動車届出書の「指定自動車等との相違点」欄に記載されている内容が確認できるものであること。

6.5.　製作年月日の判定資料
（1）本則 4-5-1 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。</td></tr>
</table>

新	旧

④　打刻届出書（二輪自動車等に限る。）の写し	国における当該書面の受理年月日
⑤　輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑥　日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑦　当該並行輸入自動車を製作した者が発行した製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑧　COC ペーパーの写し	当該書面に記載された製作年月日
⑨　船荷証券又は航空貨物証書の写し	当該書面に記載された輸出年月日
⑩　FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真（記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影したものであること。）	当該ラベルに記載された製作年月の末日
⑪　車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料（自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものに限る。）	当該書面に記載された製作年の末日
⑫　自動車製作者等の資料（昭和 47 年以前（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては平成 10 年以前）に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものに限る。）	当該書面に記載された製作年の末日

(2)　(1) ①から⑨までに掲げるものを保安基準適用年月日の判定資料として活用する場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

(3) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.14.4.(3) に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。

(2)　本則 4-5-1 (1) ②イからカまでに掲げるものを製作年月日の判定資料として活用する場合は、当該書面の写しが添付されていること。
　なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

(3) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを製作年月日の判定資料として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されてい

新	旧
	ること。 この場合において、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.12.4.（2）に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。
（削除）※別添 3 の 6.4. に移動	6.6. 車両諸元概要表（第 2 号様式） （略）
6.9. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料 車台番号又はシリアル番号の様式の解説が確認できるものであること。 ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。 ①（略） ② 車台番号又はシリアル番号の様式の解説によって、次に掲げる事項を判定しない場合 ア（略） イ 保安基準適用年月日 ウ～オ（略）	6.7. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料 （1）並行輸入自動車届出書の「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄に記載されている内容が確認できるものであること。 （2）次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。 ①（略） ② 車台番号又はシリアル番号の様式の解説によって、次に掲げる事項を判定しない場合 ア（略） イ 製作年月日 ウ～オ（略）
6.10. 外観図 新規検査等を受検する状態、かつ、保安基準に適合している状態の外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。	6.8. 外観図 新規検査等の申請を行う状態、かつ、保安基準に適合している状態の外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。
6.11. 原動機等に関する資料 （1）内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。 この場合において、6.2.7.⑥に掲げる算式による総排気量計算書は、総排気量の資料とする。 （2）～（3）（略）	6.9. 原動機等に関する資料 （1）内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量（総排気量が変化するものにあっては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。 （2）～（3）（略）
6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等 ［マフラー加速騒音規制］ 6.12.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 保安基準適用年月日が平成 22 年 4 月 1 日以降の内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.12.2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）～（5）（略） 6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 （1）から（5）に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13.（2）に基づく	6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等 ［マフラー加速騒音規制］ 6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 （1）～（5）（略） 6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 （1）から（5）に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14.（2）に基づく記載がさ

新	旧
記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制）] (1) 保安基準適用年月日が平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日以降の二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2（1）	れている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制）] (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規

新	旧
①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 保安基準適用年月日が令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～ (7)（略） 6.12.3.　適合性に関する書面等の取扱い (1) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書（第 6 号様式）は、6.14.2. に準ずるものとする。 (6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又は COC ペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 (7) 複数台数届出の場合にあっては、当該届出中の 1 台の車台番号と一致する騒音ラベル（6.12.2. の規定を適用する場合に限る。）及び WVTA ラベル（騒音規制への適合性に関する書面として WVTA ラベルを活用する場合に限る。）の写真が添付されていればよい。 なお、これらのラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。 6.13.　排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.13.1.　適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ①～④（略）	定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～ (7)（略） 6.10.3.　適合性に関する書面等の取扱い (1) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2. に準ずるものとする。 (6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又は COC ペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 （新設） 6.11.　排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。 6.11.1.　適合性に関する書面の種類 次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ①～④（略）

新	旧
⑤　道路運送車両の保安基準第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面（次に掲げる自動車に限る。） ア　保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条、第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は本則 7-5-2 に該当する普通自動車及び小型自動車 イ　空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。） ウ　ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、車両総重量 5t を超え、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は 3 軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの	（新設）
6.13.2.　適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号）に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書（第 6 号様式）は、6.14.2. に準ずるものとする。 (6)（略） （削除）	6.11.2.　適合性に関する書面の取扱い (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号）に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行したものであること。 なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2. に準ずるものとする。 (6)（略） (7) 技術基準等適合証明書又は UN R154 に基づく認定証が提出された場合にあっては、自動車製作者が発行した一酸化炭素等発散防止装置に係る構造が確認できる書面が添付されていること。
(7) 6.13.1.⑤の書面は自動車製作者による試験結果を表す書面とし、次に掲げる要件を満たすものであること。 ①　当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであって、自動車製作者の所在地、連絡先及び証明者の署名が記載されていること。 ②　当該並行輸入自動車以外の自動車により実施した試験結果を表す書面が添付されている場合には、それらの自動車の構造等が同一であることを証明した書面が添付されていること。 ③　②の場合であって、当該並行輸入自動車と試験を実施した自動車の構造又は性能等が異なる場合には、試験結果に影響がないことを証明した書面が添付されていること。	（新設）
6.13.3.（略）	6.11.3.（略）
6.14.　技術基準等への適合性を証する書面 6.14.1.　技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準	6.12.　技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1.　技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準

新	旧
等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合（(2)の場合を除く。）にあっては、自動車製作者等が発行した書面が添付されたものであること。 ① 当該並行輸入自動車又は当該装置の試験成績書の写し ②（略） ③ 技術基準等適合証明書（第6号様式） ④（略） ⑤ 当該並行輸入自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該並行輸入自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦～⑧（略） (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2 (1) に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る (1) ⑧の書面として取扱うものとする。 ①～③（略） (4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定（「◇現車審査時において」の記載部分に限る。）により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものであって、その旨を説明する資料が添付されている場合には、当該技術基準等に係る (1) ⑧の書面として取扱うものとする。 6. 14. 2. 技術基準等適合証明書（第6号様式） (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3. 2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査（複数台数届出の場合にあっては書面審査）が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 また、様式については第6号様式に準ずるものであってもよく、E メールアドレスは FAX 番号に代えることができる。 (2) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 6. 14. 3.（略）	等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合にあっては、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書の写し ②（略） ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第5号様式とする。） ④（略） ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦～⑧（略） (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2 (1) に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る (1) の書面に代えることができる。 なお、当該書面は、原則、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。 ①～③（略） (4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定（「◇現車審査時において」の記載部分に限る。）により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る (1) の書面を省略することができる。 6. 12. 2. 技術基準等適合証明書 (1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。 なお、3. 2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。 また、様式については第5号様式に準ずるものでもよい。 (2) ～ (4)（略） (5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。 6. 12. 3.（略）

新	旧
6.14.4.　WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル	6.12.4.　WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベル
(1) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。	(1) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。
(2) 複数台数届出の場合にあっては、当該届出中の 1 台の車台番号と一致する WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの写真が添付されていればよい。 なお、このラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。	(新設)
(3) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。	(2) WVTA ラベル若しくはプレート又は FMVSS ラベル若しくは CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。
なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。	なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。
6.15.　技術基準等宣言書（第 7 号様式）	6.12.5.　技術基準等宣言書
技術基準等宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。	技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。 この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあっては、提出を要しない。
6.16.　ラベル貼付者確認書（第 8 号様式）	6.12.6.　ラベル貼付者確認書
6.14.4.（3）の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。	6.12.4.（2）の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があった場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第 7 号様式とする。）の提出を求めるものとする。 なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。
6.17.　座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第 9 号様式） 本則 7-45 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については提出を要しない。	(新設)
(削除) ※別添 3 の 6.20. に移動	6.13.　熱害試験結果成績表 (略)
6.18.～6.19.（略）	6.14.～6.15.（略）
6.20.　熱害試験結果成績表 保安基準適用年月日が昭和 50 年 4 月 1 日以降のガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機	(新設) ※別添 3 の 6.13. から移動 6.13.　熱害試験結果成績表 昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損

新	旧
能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) ～ (5)（略）	なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③（略） (1) ～ (5)（略）
6. 21.　その他書面 (1) ～ (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. (4) に掲げる構造に該当する場合には、同別添の 4. 1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同別添に準じて行うものとする。 (4) 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6. 14. 1. (1) の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。	6. 16.　その他書面 (1) ～ (2)（略） (3) 当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (5) に掲げる構造に該当する場合には、同別添附則 4 の 3. 1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあっては同附則に準じて行うものとする。 (4) 並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6. 12. 1. (1) の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。
(5) 特種用途自動車にあっては、用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できる資料の提出を求めるものとする。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 ① 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ア 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） イ 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 ② 使用者の事業等に関する書面 ア 予備検査の場合であって、新規登録時に当該書面を提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合 イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査の際に提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合	（新設）
(6) 大型特殊自動車にあっては、必要に応じ、特殊用途の目的及び特殊構造に関する資料の提出を求めるものとする。	（新設）
(7) 専ら土砂等を運搬するダンプ車にあっては、荷台の内側の寸法に関する資料の提出を求めるものとする。 ただし、外観図に荷台の内側の寸法が記載されている場合にあっては、この限りでない。	（新設）
(8) 本則 7-105 の 2-1 に規定する自動車にあっては、次に掲げる内容が確認できる資料の提出を求めるものとする。 ① 車両後退通報装置の通報音発生装置の取付位置	（新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
② 車両後退通報装置の作動を停止させる機能の有無
③ 音声信号を用いる車両後退通報装置の有無及び音声信号によるメッセージ内容
(9)（略）

7. 書面審査の決裁等
7.1. 書面審査結果の起案
(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第10号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。
この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の3桁目に○印を付すものとする。

(2) 複数台数届出の場合にあっては、第10号様式中の「その他」欄に並行輸入自動車事前審査管理番号を記載するものとする。
なお、並行輸入自動車事前審査管理番号は、検査部記号、ハイフン、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとし、構成は次のとおりとする。
（例）関東検査部の場合
KNT-07-0001
検査部記号（関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す）
年度番号（令和7年度を示す）
一連番号（4桁）
<table>
<tr><th>地方検査部名</th><th>検査部記号</th><th>地方検査部名</th><th>検査部記号</th></tr>
<tr><td>北海道検査部</td><td>HKD</td><td>近畿検査部</td><td>KNK</td></tr>
<tr><td>東北検査部</td><td>THK</td><td>中国検査部</td><td>CGK</td></tr>
<tr><td>関東検査部</td><td>KNT</td><td>四国検査部</td><td>SKK</td></tr>
<tr><td>北陸信越検査部</td><td>HKR</td><td>九州検査部</td><td>KYS</td></tr>
<tr><td>中部検査部</td><td>CBU</td><td>沖縄事務所</td><td>OKN</td></tr>
</table>
(3) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。
7.2. 書面審査結果の決裁等
7.1.により事務所長等（複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。
7.3. 書面審査終了の連絡
(1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
(2) 複数台数届出の場合にあっては、届出者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第12号様式）を交付するとともに、現車審査時に当該書面及び原本照合
</td><td>
(5)（略）

7. 書面審査の決裁等
7.1. 書面審査結果の起案
(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第9号様式（その1及びその2）を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。
この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の3桁目に○印を付すものとする。
なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。
（新設）

(2) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法等を指定することができる。
7.2. 書面審査結果の決裁等
7.1.により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

7.3. 書面審査終了の連絡
届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
が必要な書面の提示が必要な旨を通知するものとする。 この際、届出者に対し当該事前審査管理番号の有効期限（書面審査が終了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年とする。）を通知するものとする。	
7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。	7.4.　書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。
8.　現車審査 (1) 現車審査（(2) の審査を除く。）は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び 8.1. から 8.7. までに掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとする。	8.　現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。
(2) 複数台数届出が行われた自動車の現車審査は、受検者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第 12 号様式）の提示を求め、当該事前審査管理番号に係る届出書等を用いて、本則 4-7 及び 8.1. から 8.7. までに掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、第 10 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に原本の照合を行うべきことが記載されている書面について受検者に対し原本の提示を求め、書面審査が終了した届出書等と照合すること。 なお、書面審査が終了した届出書等と当該並行輸入自動車の構造・装置に技術基準等に影響のある相違がある場合には、書面審査を行った地方検査部又は沖縄事務所に連絡するものとする。	（新設）
8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.3.（1）及び（2）にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略）	8.1.　車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.5.（1）及び（2）にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～②（略）
8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　書面等との一致 （1）本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.12. の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあっては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。 ①～③（略） （2）（略）	8.2.　騒音規制への適合性 8.2.1.　書面等との一致 （1）本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10. の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあっては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。 ①～③（略） （2）（略）

新	旧
8.2.2.　車両重量又は車両総重量の確認 （1）6.12.1.を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあっては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。 （2）6.12.2.を適用した自動車であって次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略） 8.3.　排出ガス規制への適合性 6.13.1.の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1.から 8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。 8.3.1.～8.3.2.（略） （削除） 8.4.　技術基準等への適合性 （1）次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 ①　6.14.の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ②（略） （2）（略） 8.5.　熱害試験結果成績表 本則 7-59-1-2（1）の規定によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。 また、等価慣性重量は 8.3.1.（2）の取扱いに準じるものとする。 8.6.～8.7.（略） 9.　届出書等の保存期間 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、3.2.（2）③の方法により提出された届出書等にあっては、別途定める方法により保存するものとする。 9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書（第 6 号様式）の原本 提出された日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書（第 3 号様式） 受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.4.　新規検査等の受検がない自動車の届出書等 （1）書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、	8.2.2.　車両重量又は車両総重量の確認 （1）6.10.1.を適用した自動車（加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。）にあっては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内であること。 （2）6.10.2.を適用した自動車であって次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ①～②（略） 8.3.　排出ガス規制への適合性 6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1.から 8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。 8.3.1.～8.3.2.（略） 8.3.3.　技術基準等適合証明書及び UN R154 に基づく認定証 6.11.2.（7）の書面との一致が確認できなければならない。 ただし、自動車の構造上、一酸化炭素等発散防止装置を直接視認することが困難なものに限り、当該装置の確認を省略してもよい。 8.4.　技術基準等への適合性 （1）次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 ①　6.12.の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ②（略） （2）（略） 8.5.　熱害試験結果成績表 本則 7-59-1-2（1）の規定によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。 また、等価慣性重量は 8.3.（2）の取扱いに準じるものとする。 8.6.～8.7.（略） 9.　届出書等の保存期間 9.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等の日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 ただし、3.2.（2）③の方法により提出された場合にあっては、別途定める方法により保存するものとする。 9.2.　複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書の原本 提出された日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.3.　取下願出書 受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。 9.4.　新規検査等の申請がない自動車の届出書等 （1）書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、

新

届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

ただし、複数台数届出の場合にあっては、この限りでない。

(2) (略)

別表第1（別添3関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第12条 制動装置	(略)	(略)	(略)
	7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑦（略） ⑧　別表第2に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの (略)
		UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの (略)
		UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第4に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの (略)
		UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））中の「その他」欄に記載したもの (略)

旧

届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

(2) (略)

別表第1（別添3の6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3、別表第4及び別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第12条 制動装置	(略)	(略)	(略)
	7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	①～⑦（略） ⑧　別表第2に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (略)
		UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第3に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (略)
		UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第4に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (略)
		UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	①～④（略） ⑤　別表第5に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (略)

新

（略）	（略）	（略）	（略）
第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.12.2.によること）］
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.12.2.によること）］
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	7-58 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	細目告示別添47 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準	［別表第1は適用しない（6.20.によること）］
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第43条の10 車両後退通報装置	7-105の2 車両後退通報装置	UN R165-00 車両後退通報装置に係る協定規則	①　UN R165-00に基づく認定証の写し ②　UN R165-00に基づくⒺマークを撮影した写真
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第2（別添3関係）

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

（保安基準適用年月日が平成23年6月17日以前の自動車に適用）

（略）

別表第3（別添3関係）

UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

別表第4（別添3関係）

UN R78-04（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

別表第5（別添3関係）

UN R78-05（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

旧

（略）	（略）	（略）	（略）
第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.10.2.によること）］
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	［別表第1は適用しない（6.10.2.によること）］
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	7-58 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	細目告示別添47 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準	［別表第1は適用しない（6.13.によること）］
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第2（別添3の別表第1関係）

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

（平成23年6月17日以前に製作された自動車に適用）

（略）

別表第3（別添3の別表第1関係）

UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

別表第4（別添3の別表第1関係）

UN R78-04（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

別表第5（別添3の別表第1関係）

UN R78-05（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（略）

新

別紙（別添３関係）

車両諸元概要表の記載方法

1.　記載項目の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

記載項目＼区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
施錠装置	（略）				
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）	（略）				
内圧容器	△	△	△	△	△
その他	（略）				

備考　（1）～（2）（略）

（削除）

2.　各項目の記載方法

各項目の記載方法は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目及び記載を要しない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所に－印を付すこと。

2.1.（略）

（削除）

（削除）

（削除）

旧

別紙

車両諸元概要表の記載要領

1.　記載項目に記載が必要な自動車の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

記載項目＼区分	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引
（略）	（略）				
特殊用途の目的	－	－	－	○	－
特殊用途の特殊構造	－	－	－	○	－
荷台の内側の寸法	－	※	－	△	△
（略）	（略）				
最大安定傾斜角度	△	△	△	○	△
最高速度	△	△	△	△	－
（略）	（略）				
かじ取装置	○	○	－	○	○
盗難防止装置	（略）				
（略）	（略）				
車枠	○	○	－	○	○
連結装置	－	△	－	－	△
（略）	（略）				
ガラス	○	○	－	○	△
（略）	（略）				
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
その他	（略）				

備考　（1）～（2）（略）

（3）※は、貨物自動車は○印、乗合自動車は－印とする。

2.　各項目の記載要領

各項目の記載要領は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目、記載を要しない項目、2.1.から2.34.までに掲げる項目のうち該当しないもの及び当該並行輸入自動車に備えられていない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所に－印を付すこと。

2.1.（略）

2.2.　特殊用途の目的

当該並行輸入自動車の特殊用途の目的を記載すること。

2.3.　特殊用途の特殊構造

当該並行輸入自動車の特殊用途の構造を記載すること。

2.4.　荷台の内側の寸法

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>当該並行輸入自動車の荷台の内側の「長さ」、「幅」及び「高さ」を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2. 2.（略）
2. 3.　車両重量
当該並行輸入自動車の次表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>2. 5.（略）
2. 6.　車両重量
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2. 4.～2. 5.（略）
2. 6.　車両総重量
当該並行輸入自動車の 2. 3. の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
（削除）</td><td>2. 7.～2. 8.（略）
2. 9.　車両総重量
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table><tr><th>軸配置</th><th>軸重欄</th></tr><tr><td>前 1 軸後 1 軸</td><td>「前前軸重」「後後軸重」</td></tr><tr><td>前 1 軸後 2 軸</td><td>「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr><tr><td>前 2 軸後 1 軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」</td></tr><tr><td>前 2 軸後 2 軸</td><td>「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr><tr><td>後 1 軸</td><td>「後後軸重」</td></tr><tr><td>後 2 軸</td><td>「後前軸重」「後後軸重」</td></tr><tr><td>後 3 軸</td><td>「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>2. 10.　最大安定傾斜角度
当該並行輸入自動車の最大安定傾斜角度を記載すること。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>2. 11.　最高速度
当該並行輸入自動車の最高速度を記載すること。</td></tr>
<tr><td>2. 7.（略）
2. 8.　タイヤサイズ
当該並行輸入自動車の 2. 3. の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
（削除）</td><td>2. 12.（略）
2. 13.　タイヤサイズ
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table><tr><th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr><tr><td>前 1 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>前 1 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 1 軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 2 軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 3 軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2. 9.　タイヤ負荷能力
当該並行輸入自動車の 2. 3. の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
ただし、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
（削除）</td><td>2. 14.　タイヤ負荷能力
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
ただし、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
<table>
<tr><th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr>
<tr><td>前 1 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 1 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 1 軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 2 軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 3 軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2. 10.　許容限度
当該並行輸入自動車の 2. 3. の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあっては、複数軸の合計であることを付記すること。
（削除）</td><td>2. 15.　許容限度
当該並行輸入自動車の次に掲げる軸配置に応じ該当する欄に記載すること。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。
なお、軸数の数が 4（被牽引自動車にあっては、3）を超える自動車にあっては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。
前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあっては、複数軸の合計であることを付記すること。
<table>
<tr><th>軸配置</th><th>軸欄</th></tr>
<tr><td>前 1 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 1 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 1 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>前 2 軸後 2 軸</td><td>「前前軸」「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 1 軸</td><td>「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 2 軸</td><td>「後前軸」「後後軸」</td></tr>
<tr><td>後 3 軸</td><td>「前後軸」「後前軸」「後後軸」</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2. 11.　原動機及び動力伝達装置
2. 11. 1.（略）</td><td>2. 16.　原動機及び動力伝達装置
2. 16. 1.（略）</td></tr>
</table>

新	旧
2.11.2. （略） 2.11.3. （略） （削除） 2.11.4. 燃料の種類 当該並行輸入自動車に使用する燃料の種類を記載すること。 ただし、該当する燃料がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.11.5. （略） （削除） 2.11.6. （略） （削除） 2.12. 燃料装置 2.12.1. 燃料タンク：容量 当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。 ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の普通自動車以外の自動車にあっては記載を省略することができる。 2.12.2. 燃料タンク：材質 当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に〇印を付すこと。 ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.13. 電気装置 2.13.1. （略） 2.14. 走行装置 2.14.1. （略） 2.14.2. （略） （削除） 2.15. 施錠装置 当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する形式に〇印を付すこと。 ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあっては「その他」に記載すること。 （削除） （削除）	2.16.2. （略） 2.16.3. （略） 2.16.4. 最大トルク 当該並行輸入自動車に備えられている原動機の最大トルク及び最大トルク時の回転数を記載すること。 2.16.5. 燃料の種類 当該並行輸入自動車に使用するの燃料の種類を記載すること。 ただし、該当する燃料がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.16.6. （略） 2.16.7. 過回転防止装置：有・無 当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに〇印を付すとともに、有の場合にあっては、当該装置の作動回転数を記載すること。 2.16.8. （略） 2.16.9. 減速機、分配機及び変向機の減速比 当該並行輸入自動車の減速比を記載すること。 2.17. 燃料装置 2.17.1. 燃料タンク 2.17.1.1. 容量 当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。 2.17.1.2. 材質 当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に〇印を付すこと。 ただし、該当する材質がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.18. 電気装置 2.18.1. （略） 2.19. 走行装置 2.19.1. （略） 2.19.2. （略） 2.20. かじ取装置 2.20.1. ハンドル：位置 当該並行輸入自動車に備えられているハンドルの該当する位置に〇印を付すこと。 2.21. 盗難防止装置 2.21.1. 施錠装置 当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する構造に〇印を付すこと。 ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.21.2. イモビライザ：有・無 当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに〇印を付すこと。 2.21.3. 盗難発生警報装置：有・無

新	旧
2.16.　制動装置：主ブレーキ 2.16.1.（略） 2.16.2.（略） 2.16.3.（略） 2.16.4.（略） 2.16.5.（略） 2.17.　制動装置：駐車ブレーキ 2.17.1.（略） 2.17.2.（略） 2.18.　制動装置：非常ブレーキ 2.18.1.（略） 2.19.　制動装置：分離ブレーキ 2.19.1.（略） 2.20.　緩衝装置 2.20.1.　前輪：ばね形式 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に〇印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.20.2.　後輪：ばね形式 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に〇印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 （削除） （削除）	当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに〇印を付すこと。 2.22.　制動装置：主ブレーキ 2.22.1.（略） 2.22.2.（略） 2.22.3.（略） 2.22.4.（略） 2.22.5.（略） 2.23.　制動装置：駐車ブレーキ 2.23.1.（略） 2.23.2.（略） 2.24.　制動装置：非常ブレーキ 2.24.1.（略） 2.25.　制動装置：分離ブレーキ 2.25.1.（略） 2.26.　緩衝装置 2.26.1.　前輪 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に〇印を付すこと。 ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に〇印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.26.2.　後輪 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当する懸架方式に〇印を付すこと。 ただし、該当する懸架方式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に〇印を付すこと。 ただし、該当するばね形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.27.　車枠 2.27.1.　形式 当該並行輸入自動車に備えられている車枠の該当する形式に〇印を付すこと。 2.28.　連結装置 2.28.1.　連結器形式 当該並行輸入自動車に備えられている連結器の該当する形式に〇印を付すこと。 ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。 2.28.2.　前まわり半径 当該並行輸入自動車の前まわり半径を記載すること。 2.28.3.　後まわり半径

新	旧
	当該並行輸入自動車の後まわり半径を記載すること。
2.21.　乗車装置	2.29.　乗車装置
（削除）	2.29.1.　座席
	当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する形式に○印を付すこと。
	当該並行輸入自動車に備えられている座席の該当する個数を記載すること。
2.21.1.（略）	2.29.2.（略）
2.21.2.　頭部後傾抑止装置	2.29.3.　頭部後傾抑止装置
	当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する形式に○印を付すこと。
	ただし、該当する形式がない場合にあっては「その他」に記載すること。
当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。
2.21.3.（略）	2.29.4.（略）
（削除）	2.30.　ガラス
	2.30.1.　前面ガラスの種類
	当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラスの該当する種類に○印を付すこと。
	ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。
	2.30.2.　前面ガラス以外のガラスの種類
	当該並行輸入自動車に備えられている前面ガラス以外のガラスの該当する種類に○印を付すこと。
	ただし、該当する種類がない場合にあっては「その他」に記載すること。
	2.30.3.　窓ガラスに付された記号
	当該並行輸入自動車に備えられている窓ガラスの該当する記号を記載すること。
2.22.　排出ガス発散防止装置	2.31.　排出ガス発散防止装置
2.22.1.（略）	2.31.1.（略）
2.22.2.（略）	2.31.2.（略）
2.23.　灯火装置等	2.32.　灯火装置等
2.23.1.　走行用前照灯：個数及び色	2.32.1.　走行用前照灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.2.　すれ違い用前照灯：個数及び色	2.32.2.　すれ違い用前照灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.3.　車幅灯：個数及び色	2.32.3.　車幅灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。
	ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.4.　側方灯：個数及び色	2.32.4.　側方灯：個数及び性能
当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数、色、面積及びワット数を記載す

新	旧
	ること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.5.　側方反射器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数及び色を記載すること。	2.32.5.　側方反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.6.　番号灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数及び色を記載すること。	2.32.6.　番号灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.7.　尾灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数及び色を記載すること。	2.32.7.　尾灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.8.　制動灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数及び色を記載すること。	2.32.8.　制動灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.9.　補助制動灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数及び色を記載すること。	2.32.9.　補助制動灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数、色及びワット数を記載すること。
2.23.10.　後退灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数及び色を記載すること。	2.32.10.　後退灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.11.　方向指示器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数及び色を記載すること。	2.32.11.　方向指示器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.12.　非常点滅表示灯：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数及び色を記載すること。	2.32.12.　非常点滅表示灯：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数、色、面積及びワット数を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.13.　前部反射器：個数及び色	2.32.13.　前部反射器：個数及び性能

新	旧
当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。	当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.14.　後部反射器：個数及び色 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。	2.32.14.　後部反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数、色及び面積を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、面積に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.23.15.　大型後部反射器：個数 当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数を記載すること。	2.32.15.　大型後部反射器：個数及び性能 当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数、各色及び各面積を記載すること。 この場合において、平成23年9月1日以降に製作された自動車にあっては、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計、一片の長さ、幅及び黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅を記載すること。 ただし、協定規則に基づく認可番号が表示されているものにあっては、一片の長さの合計に代えて協定規則に基づく認可番号を記載することができる。
2.24.　視野確保装置	2.33.　視野確保装置
2.24.1.（略）	2.33.1.（略）
2.24.2.（略）	2.33.2.（略）
2.24.3.（略）	2.33.3.（略）
2.25.　内圧容器	（新設）
2.25.1.　容量 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を記載すること。	
2.25.2.　最高使用圧力 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の最高使用圧力を記載すること。	
2.26.　その他の装置の装備状況	2.34.　その他
（削除）	2.34.1.　内圧容器：容量 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を「+」の記号を間に入れて記載すること。
（削除）	2.34.2.　内圧容器：最高使用圧力 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の最高使用圧力を記載すること。
2.26.1.（略）	2.34.3.（略）
2.26.2.　過回転防止装置：有・無 当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに〇印を付すとともに、有の場合にあっては、当該装置の作動回転数を記載すること。	（新設）
2.26.3.（略）	2.34.4.（略）
2.26.4.　イモビライザ：有・無	（新設）

新	旧
当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに○印を付すこと。	
	（新設）※別添３の別紙の 2.34.6.から移動
2.26.5.　車両安定性制御装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	2.34.6.　車両安定性制御装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
2.26.6.（略）	2.34.5.（略）
（削除）※別添３の別紙の 2.26.5.に移動	2.34.6.　車両安定性制御装置：有・無 （略）
2.26.7.　前照灯夜間自動点灯機能：有・無 当該並行輸入自動車の前照灯夜間自動点灯機能（前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常に走行用前照灯又はすれ違い用前照灯のいずれかが点灯する機能をいう。）について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.8.（略）	2.34.7.（略）
2.26.9.　昼間走行灯：有・無 当該並行輸入自動車の昼間走行灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.10.　緊急制動表示灯：有・無 当該並行輸入自動車の緊急制動表示灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.11.　盗難発生警報装置：有・無 当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.12.（略）	2.34.8.（略）
2.26.13.　車両接近通報装置：有・無 当該並行輸入自動車の車両接近通報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
2.26.14.（略）	2.34.9.（略）
2.26.15.（略）	2.34.10.（略）
2.26.16.　自動運行装置：有・無 当該並行輸入自動車の自動運行装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。	（新設）
第１号様式（その１）（別添３関係）	第１号様式（その１）（別添３の 3.1.関係）
受付番号 受付印 並行輸入自動車届出書 年　月　日 殿	新規検査 予備検査 受付番号 受付印 並行輸入自動車届出書 年　月　日 殿

新

届出者の氏名又は名称
住　　所
連絡先（責任者）
電　話　番　号

書面審査終了時の連絡	
要	不要

車　名		型　式	
車台番号又はシリアル番号			
原動機の型式		総排気量又は定格出力	リットル kW
種　別	普通・小型・大型特殊		
用　途	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械		
車体の形状			
並行輸入自動車の区分	指定自動車等と関連（指定自動車等の型式：　　）・不明		
保安基準適用年月日	年　月　日（判定資料：　　）		
その他			

（日本産業規格　A列4番）

第1号様式（その2）（別添3関係）

車台番号又はシリアル番号の打刻等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

原動機打刻番号等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

（日本産業規格　A列4番）

旧

届出者の氏名又は名称
住　　所
連絡先（責任者）
電　話　番　号
輸入者の氏名又は名称
住　　所

書面審査終了時の連絡	
要	不要

車名及び型式					
車台番号又はシリアル番号					
種　別	普通・小型・大型特殊	車体の形状			
用　途	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械				
並行輸入自動車の区分	指定自動車等と関連				不明
	型式		通称名		
指定自動車等との相違点（指定自動車等と関連の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。）：　有（　）・無（　）					

（日本産業規格　A列4番）

第1号様式（その2）（別添3の3.1.関係）

原動機又は電動機の型式		原動機の総排気量又は電動機の定格出力		リットル kW
車台番号又はシリアル番号の様式の解説 打刻等の位置 拓本貼付（貼付できない場合はその理由を記入する）		原動機打刻番号等の様式の解説 打刻等の位置 拓本貼付（貼付できない場合はその理由を記入する）		
保安基準に適合させるための改善事項等				

排出ガス発散防止装置

一酸化炭素等発散防止装置	種類	三元触媒	酸化触媒	EGR	エアポンプ	リードバルブ	O_2センサー
	個数						
	製作者名						

新	旧
	その他
	騒音防止装置
	消音器 主：個数／製作者名／性能確認（□Ⓔ又はⓔ　□試験成績書　□WVTA ラベル　その他（　　））／消音器の表示（□Ⓔマーク　□ⓔマーク　標章又は商標（　　）　表示位置：　□表示なし（純正品から変更なし））
	消音器 副：個数／製作者名／性能確認（□Ⓔ又はⓔ　□試験成績書　□WVTA ラベル　その他（　　））／消音器の表示（□Ⓔマーク　□ⓔマーク　標章又は商標（　　）　表示位置：　□表示なし（純正品から変更なし））
	自動運行装置
	自動運行装置；有・無　／　有　無
	（日本産業規格　A 列 4 番）
第 2 号様式（別添 3 関係）	第 2 号様式（別添 3 の 3.1. 関係）
車両諸元概要表	車両諸元概要表
（略）	（略）
（削除）	特殊用途の目的
（削除）	特殊用途の特殊構造
（削除）	荷台の内側の寸法　長さ　cm
	荷台の内側の寸法　幅　cm
	荷台の内側の寸法　高さ　cm
（略）	（略）
（削除）	最大安定傾斜角度　左　度
	最大安定傾斜角度　右　度
（削除）	最高速度　km/h
（略）	（略）
原動機及び動力伝達装置	原動機又は電動機及び動力伝達装置
（略）	（略）
（削除）	最大トルク　N･m（kg･m）/min-1（rpm）
（略）	（略）
（削除）	過回転防止装置：有・無　／　有：作動回転数（　　rpm）　無
（略）	（略）
（削除）	減速機、分配機及び変向機の減速比
燃料装置	燃料装置
（略）	（略）

新

電気装置
（略）

走行装置

（略）				
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク DOT マーク	自動車製作者マーク その他（　　）
	後輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク DOT マーク	自動車製作者マーク その他（　　）

（削除）

施錠装置

形式	ステアリングロック　ミッションロック　その他（　　）
（削除）	
（削除）	

制動装置：主ブレーキ
（略）

制動装置：駐車ブレーキ
（略）

制動装置：非常ブレーキ
（略）

制動装置：分離ブレーキ
（略）

緩衝装置

ばね形式	（削除）	
	前輪	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）
	（削除）	
	後輪	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）

（削除）

（削除）

旧

電気装置
（略）

走行装置

（略）				
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク その他（　　）	自動車製作者マーク
	後輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク その他（　　）	自動車製作者マーク

かじ取装置

ハンドル：位置	右側	左側	中央

盗難防止装置

施錠装置：形式	ステアリングロック　ミッションロック　その他（　　）
イモビライザ：有・無	有　無
盗難発生警報装置：有・無	有　無

制動装置：主ブレーキ
（略）

制動装置：駐車ブレーキ
（略）

制動装置：非常ブレーキ
（略）

制動装置：分離ブレーキ
（略）

緩衝装置

前輪	懸架方式	車軸　ウィッシュボーン　ストラット　その他（　　）
	ばね形式	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）
後輪	懸架方式	車軸　ウィッシュボーン　ストラット　その他（　　）
	ばね形式	コイル　板バネ　空気バネ　その他（　　）

車枠

形式	梯子型　背骨型　モノコック　その他（　　）

連結装置

連結器形式	第５輪　ヒッチボール　その他（　　）
前まわり半径	m

新	旧
	後まわり半径　m
乗車装置	乗車装置
（削除）	座席　形式　前　中　後 個数　前　個　中　個　後　個
（略）	（略）
頭部後傾抑止装置 （削除） （略）	頭部後傾抑止装置　形式　一体式　差し込み式　その他（　）
	（略）
（略）	（略）
（削除）	ガラス
	前面ガラスの種類　合わせガラス　強化ガラス　その他（　）
	前面ガラス以外のガラスの種類　合わせガラス　強化ガラス　その他（　）
	窓ガラスに付された記号　前面:　側面：　後面：
排出ガス発散防止装置 （略）	排出ガス発散防止装置 （略）
灯火装置等	灯火装置等
走行用前照灯：個数及び色　個　色	走行用前照灯：個数及び性能　個　色　W
すれ違い用前照灯：個数及び色　個　色	すれ違い用前照灯：個数及び性能　個　色　W
車幅灯：個数及び色　個　色	車幅灯：個数及び性能　個　色　cm2　W
側方灯:個数及び色　個　色	側方灯:個数及び性能　前部　個　色　cm2　W
	中央部　個　色　cm2　W
	後部　個　色　cm2　W
側方反射器:個数及び色　個　色	側方反射器:個数及び性能　前部　個　色　cm2
	中央部　個　色　cm2
	後部　個　色　cm2
番号灯：個数及び色　個　色	番号灯：個数及び性能　個　色　W
尾灯：個数及び色　個　色	尾灯：個数及び性能　個　色　cm2　W
制動灯：個数及び色　個　色	制動灯：個数及び性能　個　色　cm2　W
補助制動灯：個数及び色　個　色	補助制動灯：個数及び性能　個　色　W
後退灯：個数及び色　個　色	後退灯：個数及び性能　個　色　cm2　W
方向指示器:個数及び色　前面　個　色	方向指示器:個数及び性能　前面　個　色　cm2　W
後面　個　色	後面　個　色　cm2　W
側面　個　色	側面　個　色　cm2　W
非常点滅表示灯:個数及び色　前面　個　色	非常点滅表示灯:個数及び性能　前面　個　色　cm2　W
後面　個　色	後面　個　色　cm2　W
側面　個　色	側面　個　色　cm2　W
前部反射器：個数及び色　個　色	前部反射器：個数及び性能　個　色　cm2
後部反射器：個数及び色　個　色	後部反射器：個数及び性能　個　色　cm2
大型後部反射器：個数　個	大型後部反射器：個数及び性能　個　反射部の色・合計面積　色　cm2

新	旧
	蛍光部の色・合計面積　色　cm2 反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さの合計　mm 一片の長さ　mm　幅　mm 黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の水平面との角度及び幅　角度　°　幅　mm ※光源が LED の場合にはワット数に代えて LED と記載すること。
視野確保装置 （略）	視野確保装置 （略）
内圧容器	（新設）
容量　リットル 最高使用圧力　kPa	
その他の装置の装備状況 （削除） （削除）	その他
分離時の安全装置：有・無　（略） 過回転防止装置：有・無　有：作動回転数（　rpm）　無 タイヤ空気圧監視装置：有・無　（略） イモビライザ：有・無　有　無 車両安定性制御装置：有・無　有　無 衝突被害軽減制動制御装置：有・無　（略） （削除） 前照灯夜間自動点灯機能：有・無　有　無 配光可変型前照灯：有・無　（略） 昼間走行灯：有・無　有　無 緊急制動表示灯：有・無　有　無 盗難発生警報装置：有・無　有　無 車線逸脱警報装置：有・無　（略） 車両接近通報装置：有・無　有　無 事故自動緊急通報装置：有・無　（略） 側方衝突警報装置：有・無　（略） 自動運行装置：有・無　有　無	内圧容器：容量　リットル 内圧容器：最高使用圧力　kPa 分離時の安全装置：有・無　（略） （新設）　（新設） タイヤ空気圧監視装置：有・無　（略） （新設）　（新設） （新設） 衝突被害軽減制動制御装置：有・無　（略） 車両安定性制御装置：有・無　有　無 （新設）　（新設） 配光可変型前照灯：有・無　（略） （新設）　（新設） （新設）　（新設） （新設）　（新設） 車線逸脱警報装置：有・無　（略） （新設）　（新設） 事故自動緊急通報装置：有・無　（略） 側方衝突警報装置：有・無　（略） （新設）　（新設）
第 3 号様式（別添 3 関係） 並行輸入自動車届出書及び添付資料の取下願出書 （略）	第 3 号様式（別添 3 の 4.3.（1）関係） 並行輸入自動車届出書及び添付資料の取下願出書 （略）

新	旧
（削除）	第４号様式（別添３の 6.2.11.関係） 総排気量計算書 算出規定：　①　円周率（π）：3.14 ②　内径及び行程については、単位を mm とし、小数第１位（小数第２位切り捨て）までの値 ③　インチから mm の換算については、インチ×25.4 で換算した小数第１位（小数第２位切り捨て）までの値 ④　総排気量は、単位を ℓ とし、小数第２位（小数第３位切り捨て）までとする。 内径　D　mm 行程　L　mm 気筒数　N 円周率　π　3.14 算出式 総排気量 $V = \frac{D^2 \times L \times N \times \pi}{4} \times 10^{-6}$ $= \frac{(\quad D \quad)^2 \times (\quad L \quad) \times (\quad N \quad) \times 3.14}{4} \times 10^{-6}$ $= (\quad\quad\quad

新	旧
届出者の氏名又は名称： 第５号様式（別添３関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 同一構造証明書 Certificate of Identical Structure 次に掲げる自動車は、同一構造の自動車として製作したことを証明します。 This certifies that the following motor vehicle have been manufactured as motor vehicle of the same structure. 車台番号 Chassis No. ※必要に応じ欄を追加すること。 Add columns as necessary. 証明者の氏名 Certifier's Name　： 所属 Division　： 職名 Official title　： 電話番号 Phone number　： E メールアドレス E-Mail address　： 自動車製作者の名称 Manufacturer　： 自動車製作者の所在地 Manufacturer's address　： 証明者のサイン Certifier's Signature　： 第６号様式（別添３関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 技術基準等適合証明書	（新設） 第５号様式（別添３の 6.12.1.関係） 年　月　日 Date：　Y.　M.　D. 技術基準等適合証明書

新	旧
Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 車台番号 Chassis No. （略） 証明者の氏名 Certifier's Name : 所属 Division : 職名 Official title : 電話番号 Phone number : Eメールアドレス E-Mail address : 自動車製作者の名称 Manufacturer : 自動車製作者の所在地 Manufacturer's address : 証明者のサイン Certifier's Signature :	Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 車名 通称名 車台番号 Make Sales Name Chassis No. （略） 証明者の氏名 Name : 所属 Division : 職名 Official title : 電話番号 Phone number : FAX番号 Fax number : Eメール E-Mail : 自動車製作者の名称及び所在地 Designation of Motor Vehicle Manufacturer and Address : 証明者のサイン Signature :
第7号様式（別添3関係） 年 月 日 技術基準等宣言書 次に掲げる事項について宣言いたします。 1. 適用する並行輸入自動車 車台番号又はシリアル番号： 2. 技術基準等の適合性を証する書面等 1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等と	第6号様式（別添3の6.12.5.関係） 年 月 日 技術基準等宣言書 次に掲げる事項について宣言いたします。 1. 適用する並行輸入自動車及び保安基準適用年月日 車台番号又はシリアル番号： 保安基準適用年月日： 年 月 日 2. 技術基準等の適合性を証する書面等 1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等と

新	旧
し、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。	し、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 29 条 窓ガラス	□試験成績書　□適合証明書　□Ⓔマーク　□窓ガラス記号 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 43 条の 10 車両後退通報装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□Ⓔマーク □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 29 条 窓ガラス	□試験成績書　□適合証明書　□Ⓔマーク　□細目告示で規定する記号 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	□試験成績書 □その他（　　） □該当なし
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

注：表中の略語の説明

・「試験成績書」　：当該並行輸入自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書

（略）　（略）

・「窓ガラス記号」　：細目告示第 117 条第 8 項の表で定める記号を撮影した写真

・「非破壊」　：保安基準第 1 条の 3 ただし書きを適用するもの

注：表中の略語の説明。

・「試験成績書」　：当該自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書

（略）　（略）

・「細目告示で規定する記号」　：細目告示第 117 条第 8 項の表で定める記号を撮影した写真

・「非破壊」　：同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難な装置

3.　技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

（1）（略）

（2）1. に示す自動車は、2. に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。

（3）届出者及び新規検査等の受検者が異なる場合にあっては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名又は名称：

第 8 号様式（別添 3 関係）

年　月　日

ラベル貼付者確認書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. ラベルにより判定する事項

3.　技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

（1）（略）

（2）今般、検査を申請する 1. に示す自動車は、2. に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。

（3）届出者及び新規検査等の申請者が異なる場合にあっては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名　：

第 7 号様式（別添 3 の 6. 12. 関係）

年　月　日

ラベル貼付者確認書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. ラベルにより判定する事項

新

□車名　□保安基準適用年月日　□許容限度　□技術基準等の適合性

2.～4.（略）

上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。

届出者の氏名又は名称：

第９号様式（別添３関係）

年　月　日

座席ベルト非装着時警報装置構造確認書

［保安基準適用年月日が令和２年９月１日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種自動車を含む）］

（略）

上記内容に相違ありません。

確認者の氏名又は名称：

住所　：

電話番号　：

第10号様式（別添３関係）

（略）			
並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査結果について			
（略）			
届　出　者			
車　　名		型　　式	
車台番号又はシリアル番号	※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の３桁目が「9」		
原動機の型式		総排気量又は定格出力	リットル kW
保安基準適用年月日			

現車審査における指示事項
自動車検査証の備考欄入力事項
（注：網羅的に記載するよう留意すること）

旧

□車名　□製作年月日　□許容限度　□技術基準等の適合性

2.～4.（略）

上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。

届出者の氏名　：

第８号様式（別添３の6.16.関係）

年　月　日

座席ベルト非装着時警報装置構造確認書

［保安基準適用年月日が令和２年９月１日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種自動車を含む）］

（略）

上記内容に相違ありません。

氏名又は名称　：

住所　：

電話番号　：

第９号様式（その１）（別添３の7.1.関係）

（略）	
並行輸入自動車届出書の審査結果について	
（略）	
届　出　者	
車　　名	
型　　式	
車台番号又はシリアル番号	※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の３桁目が「9」
原動機型式	
審査結果概要等	第９号様式（その２）による
備　　考	

新	旧
その他	
（削除）	第 9 号様式（その 2）（別添 3 の 7.1. 関係） 受付番号 ／ 決裁 年 月 日 届出者 車名 ／ 型式 ／ 原動機型式 現車審査における指示事項 自動車検査証の備考欄入力事項 （注：網羅的に記載するよう留意すること） その他 検査終了後の処理事項 職権打刻 ／ 打刻番号 ／ 打刻位置 ／ 検査終了年月日 車台 ／ 原動機 ／ 年 月 日
第 11 号様式（別添 3 関係） 補正指示記録表 （略）	第 10 号様式（別添 3 の 6. 関係） 補正指示記録表 （略）
第 12 号様式（別添 3 関係） 年 月 日 殿 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部 並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ 複数台数届出があった 1. の並行輸入自動車に係る事前審査管理番号をお知らせいたします。 なお、新規検査等の受検に際しては、本書面及び 2. に記載した書面の原本を提示していただきますようお願いいたします。	（新設）

新	旧
また、この事前審査管理番号を活用して新規検査等を受検することができるのは、以下の有効期限までとします。 並行輸入自動車事前審査管理番号：　　有効期限：　　年　　月　　日 1.　自動車 車名：　　型式： 車台番号 ※必要に応じ欄を追加すること。 2.　現車審査時に提示を要する書面　※届出の内容に応じて確認が必要なものを記載すること。	
別添 4（4-15 関係） **改造自動車審査要領** 1.　目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の改造内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.～3.（略） 4.　届出書等 4.1.（略） 4.2.　届出書等の提出方法 （1）本則 4-15（2）で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ①　別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。 ア～オ（略） ②（略） ③　①と②が混在する届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。 （2）～（4）（略） 5.（略） 6.　書面審査の審査日数 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。	**別添 4（4-15 関係）** **改造自動車審査要領** 1.　目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更の申請を行おうとする者又は改造施工者から、当該自動車の構造・装置の改造内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。 2.～3.（略） 4.　届出書等 4.1.（略） 4.2.　届出書等の提出方法 （1）本則 4-15（2）で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ①　別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部とする。 ア～オ（略） ②（略） ③　①と②が混在する届出書等については、地方検査部とする。 （2）～（4）（略） 5.（略） 6.　書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

新	旧
ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 7.～11.（略） 別表第1～別表第4（略） 第1号様式～第7号様式（略） **別添5～別添14**（略） **別添15（7-119関係）** **ワンマンバスの構造要件** **（平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用）** 1.～2.（略） 3.　構造要件 3.1.～3.4.（略） 3.5.　後扉附近の旅客を確認する装置 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス（乗車定員29人以下のワンマンバスであって立席定員のないものを除く。）の後扉には、後扉附近の旅客を運転者が運転者席において確認できるように、(1)に掲げる直接確認方式の装置及び(2)に掲げる間接確認方式の装置を備えること。 ただし、乗車定員30人以上のワンマンバスであって後乗り前降り方式のもの及び乗降のはげしくない路線において使用するワンマンバスにあっては、(2)に掲げる間接確認方式の装置を省略することができる。 (1)～(2)（略） 3.6.～3.10.（略） ■一括改正事項 ・「WVTAラベル又はプレート」を「WVTAラベル」に変更する（166箇所）	ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。 7.～11.（略） 別表第1～別表第4（略） 第1号様式～第7号様式（略） **別添5～別添14**（略） **別添15（7-119関係）** **ワンマンバスの構造要件** **（平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用）** 1.～2.（略） 3.　構造要件 3.1.～3.4.（略） 3.5.　後扉附近の旅客を確認する装置 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス（乗車定員29人以下のワンマンバスであって立席定員のないものを除く。）の後扉には、後扉附近の旅客を運転者が運転者席において確認できるように、(1)に掲げる直接確認方式の装置及び(2)に掲げる間接確認方式の装置を備えること。 ただし、乗車定員30人以上のワンマンバスであって後乗り前降り方式のもの及び乗降のはげしくない路線において使用するワンマンバスにあっては、3.5.1.2.に掲げる間接確認方式の装置を省略することができる。 (1)～(2)（略） 3.6.～3.10.（略）

附則（令和7年3月13日規程第29号）

1.　この規程は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、別添3「並行輸入自動車審査要領」の複数台数届出に係る規定については、令和7年10月1日から施行する。

2.　様式16「ガス容器等再試験結果証明書」については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式16とすることができる。

3.　令和7年9月30日以前に審査する自動車及び令和7年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、4-13及び別添2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の4-13及び別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。
また、第6-2号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第6-2号様式とすることができる。

4.　令和7年9月30日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の別添3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。